

笛吹市下水道事業

経営戦略

令和7年度～令和16年度



令和6年度

笛 吹 市

笛吹市下水道事業経営戦略

目次

第1章 経営戦略策定の基本的事項	1
(1) 経営戦略策定の趣旨	1
(2) 経営戦略の計画期間と対象事業	1
(3) 本市の下水道計画と経営戦略の位置づけ	2
(4) 経営戦略策定の経緯	4
(5) 下水道事業経営戦略において盛り込む事項	6
第2章 笛吹市下水道事業の現状	7
(1) 笛吹市の概要	7
(2) 生活排水の処理方法	8
(3) 下水道事業の概要	9
(4) 処理区域内人口と水洗化人口、水洗化率の推移	13
(5) 処理水量の推移	15
(6) 下水道使用料	17
(7) 組織	18
(8) 整備及び維持管理の状況	19
(9) 事業経営状況	22
(10) 使用料単価と汚水処理原価	26
(11) 経営比較分析表を活用した現状分析	28
第3章 将来の事業環境	33
(1) 水洗化人口の予測	33
(2) 有収水量及び処理水量の予測	35
(3) 使用料収入の見通し	38
(4) 施設の見通し	40
(5) 組織の見通し	42
第4章 経営の基本方針	43
(1) 本市の総合計画	43
(2) 下水道事業の基本方針及び施策の内容	44
第5章 投資・財政計画	48
(1) 建設改良費の投資額及び財源	48
(2) 維持管理にかかる費用	50
(3) 財政シミュレーションの設定条件	51
(4) 投資・財政計画	53
(5) 投資・財政計画に未反映の取り組みや今後検討予定の取組の概要	70
第6章 経費回収率向上に向けた数値目標とロードマップ	71
(1) 数値目標の設定	71

（２）ロードマップの設定	71
第7章 経営戦略の事後検証・改定等	72
用語集	73

第1章 経営戦略策定の基本的事項

(1) 経営戦略策定の趣旨

下水道事業は、快適で衛生的な生活環境への改善、公共用水域の水質保全のため、欠くことのできない重要な都市基盤施設であるとともに、地球環境に配慮した循環型社会の形成に大きな役割を担っています。

本市の下水道事業は、公営企業部業務課、企業会計課及び下水道課が管理・運営する公共下水道事業（流域関連）、農業集落排水事業と、市民環境部環境推進課が管理する合併処理浄化槽により行われています。公共下水道事業は平成元年に供用を開始し、県で運転・管理を行っている峡東浄化センターで汚水の処理を行っています。農業集落排水事業は3つの処理場を市で運転・管理しており、上芦川地区は平成10年に、中芦川地区と鶯宿地区は平成12年に供用を開始しました。合併処理浄化槽は、公共下水道事業及び農業集落排水事業以外の区域で整備が進められてきました。

しかし今後は、人口減少や節水型生活様式の定着などにより、有収水量及び使用料収入の減少が見込まれる一方で、下水道未整備区域の整備、既存施設の老朽化や耐震化対策など継続して投資を行う必要があり、経営環境の悪化が懸念されています。

各地方公共団体は、経営環境が厳しさを増す中であっても、事業、サービスの提供を安定的に継続できるように、中長期的な視点に立った経営を行い、徹底した効率化、経営健全化に取り組むことが必要であることから、公営企業の中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、それに基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現していくことが強く求められています。

このような状況を踏まえ、笛吹市では、令和2年度に「笛吹市下水道事業経営戦略」を策定しましたが、策定から4年が経過することから、社会情勢等を踏まえた下水道事業の経営戦略の見直しを行うものです。

(2) 経営戦略の計画期間と対象事業

経営戦略の計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

また、経営戦略を策定する事業は、「公共下水道事業」、「農業集落排水事業」の2事業とします。

計画期間：令和7年度～令和16年度

対象事業：◇公共下水道事業

◇農業集落排水事業

(3) 本市の下水道計画と経営戦略の位置づけ

本市の下水道事業では、県の下水道計画や市の総合計画などの上位計画と整合を図りつつ、様々な下水道計画を立案しており、これらの計画に沿って、下水道施設の整備・管理・運営が行われています。

今回策定する「笛吹市下水道事業経営戦略」は、市が策定する下水道計画のひとつで、今後下水道事業に必要な費用（投資）と予定される収入（財源）の収支バランスを取り、効率化・経営健全化に向けた取組を整理するものです。

<上位計画>

- 山梨県生活排水処理施設整備構想（平成28年度から令和7年度まで）
…生活排水処理施設（公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽など）の効率的な整備に関する計画で、県で取りまとめを行っています。
- 峡東流域下水道計画（令和元年度から令和7年度まで）
…笛吹川流域における公共水域の水質汚濁防止と生活環境の確保を目的として、県が策定するもので、この計画に基づいて、県は下水処理場（峡東浄化センター）、3カ所の中継ポンプ場、幹線管渠の建設・運営管理を行っています。
本市の公共下水道事業は、この流域下水道の関連事業として整備を行っています。
- 第二次笛吹市総合計画（平成30年度から令和7年度まで）
…本市が抱える課題や社会情勢の変化を踏まえ、中長期的な視点で本市が目指すべき将来像を示し、それを実現するための施策や取組の方向性を示す計画です。

<市の下水道計画>

- 笛吹市下水道アクションプラン（平成28年度から令和7年度まで）
…山梨県生活排水処理施設整備構想を受けて策定された、本市の中期的な汚水処理の整備計画です。
- 笛吹市公共下水道全体計画（令和2年度から令和17年度まで）
及び、笛吹市公共下水道事業計画（令和3年度から令和7年度まで）
…下水道アクションプランで定められた公共下水道区域を対象に、今後の人口や汚水量を予測し、建設する施設の能力や配置、維持管理の方針などを定める計画です。

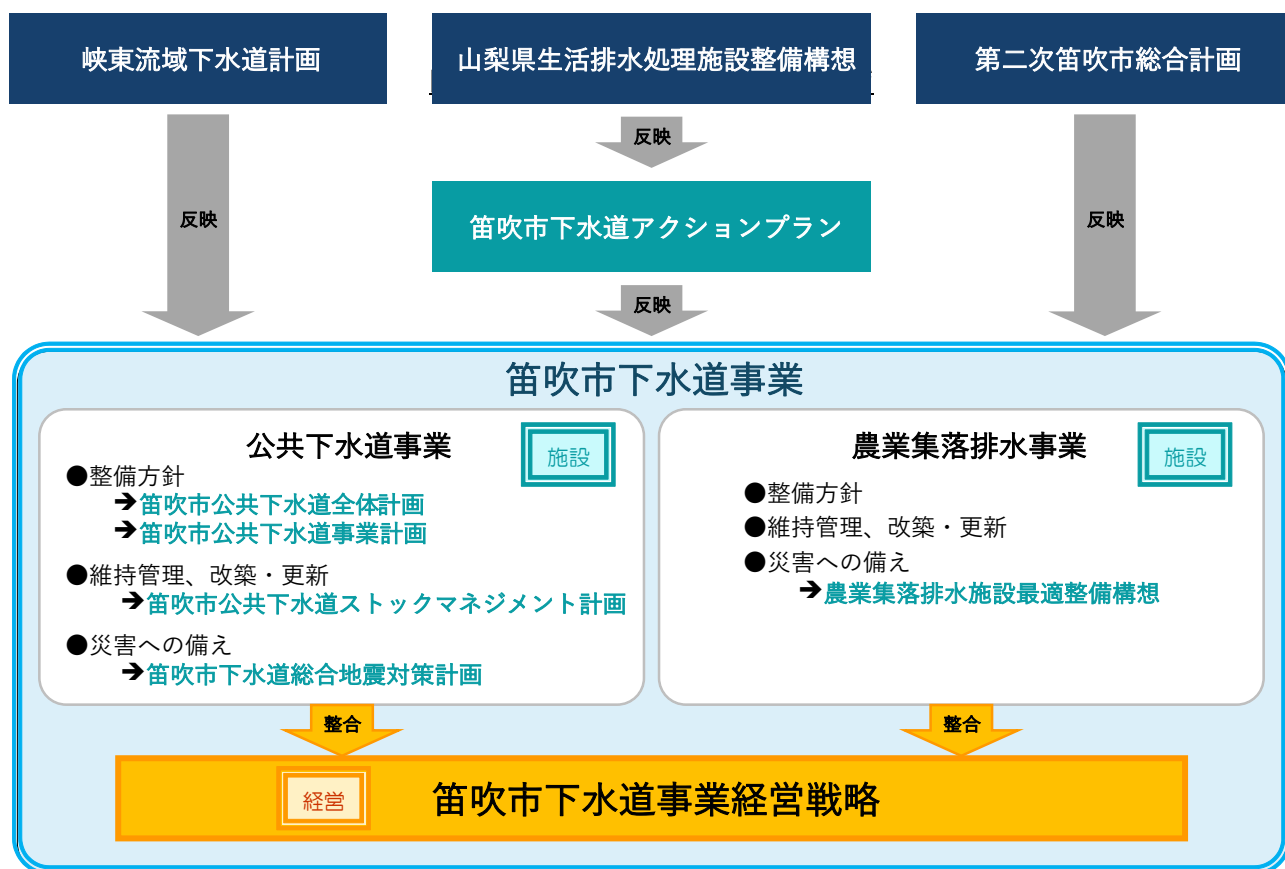
- 笛吹市公共下水道ストックマネジメント計画（令和7年度から令和11年度まで）
及び、農業集落排水施設最適整備構想（令和元年度から令和10年度まで）
…これまで、本市は下水道施設の建設に多大な費用を投資してきましたが、今後は建設だけでなく、計画的な維持管理、改築・更新が必要になってきます。

笛吹市公共下水道ストックマネジメント計画や農業集落排水施設最適整備構想は、長期的な視点で下水道施設の老朽化の進展状況を予測し、リスク評価などにより優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕、改築・更新を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化するための計画です。

- 笛吹市下水道総合地震対策計画（令和5年度から令和9年度まで）

…地震が発生して下水道機能が損なわれれば、トイレが使用できないばかりでなく、汚水の流出による伝染病の発生や、マンホールの浮き上がりによる交通障害など、住民の健康や社会活動に大きな影響を及ぼします。

本計画は、地震への備えとして、重要な施設の耐震化を図る「防災」と、被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な計画です。



(4) 経営戦略策定の経緯

経営戦略の策定及び改定に際しては、総務省と国土交通省の動向を把握しておく必要があります。

(4)-1 総務省の動向

下水道事業を将来にわたって安定的に継続していくためには、実情に対応した中長期的な視野に立った経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、それに基づき施設、財務、組織、人材等の経営基盤を強化することが必要となります。

そのため、総務省は「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」を開催して、公営企業の経営のあり方について検討を行い、その成果である報告書「公営企業の経営戦略策定等に関する研究会（平成26年3月）」がまとめられました。その後、平成28年に「経営戦略策定ガイドライン」が示され、平成31年3月には「経営戦略の策定・改定の更なる推進について」の通達により改めて策定を促すとともに、策定済みの「経営戦略」についてもPDCAサイクルを通じて質を向上させるため、「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び「経営戦略策定・改定マニュアル」が公表されています。

近年は、「経営戦略」の質の向上を図るため、経営戦略の改定の確実な実施を求めるとともに、マニュアルの策定等を行っています。

平成26年3月 公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会

- 公営企業の経営のあり方についての検討

平成26年8月 公営企業の経営に当たっての留意事項について

- 公営企業会計の導入、経営戦略の策定について取り組むことの必要性 等、経営戦略の意義や内容、留意事項等を提示

平成28年1月 「経営戦略」の策定推進について

- 「経営戦略策定ガイドライン」、取組事例、ひな型様式、経営戦略策定等に要する経費に係る財政措置(平成30年度まで)について提示
- 「経営戦略」の策定率を平成32年度までに100%とすることを位置づけ。

平成31年3月 「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について

- 「経営戦略策定・改定ガイドライン」、「経営戦略策定・改定マニュアル」、地方財政措置の延長(令和2年度まで)について提示

令和4年1月 「経営戦略」の改定推進について

- 経営戦略の見直し率を令和7年度までに100%とすることを位置付け

図1-2 経営戦略に関する動き(総務省)

(4)-2 国土交通省の動向

国土交通省では、下水道事業の経営状況に関して、3/4の事業では、使用料で回収すべき污水处理に要する費用単価（污水处理原価）が使用料単価を上回る「原価割れ」の状態であることを留意しており、今後、人口減少等に伴う収入の減少や老朽化施設の増大等により、厳しい経営環境になることが想定される中、将来にわたって下水道サービスを維持するためには、経営に関する的確な現状把握や中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定・改定、定期検証に基づく収支構造の適正化を推進する必要があるとの考えを示しています。

これに基づき、経営戦略において、少なくとも5年に1回の頻度で下水道使用料改定の必要性に関する検証を実施し、経費回収率向上に向けたロードマップの経営戦略への記載や達成を社会資本整備総合交付金の要件や重点配分の対象とすることを位置づけています。

令和2年2月

「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」

- 令和2年度以降少なくとも5年に1回の頻度での下水道使用料改定の必要性に関する検証を実施し、経費回収率向上に向けたロードマップの経営戦略への記載を要件化

令和2年7月

「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」

- ロードマップに定めた業務目標を達成できない場合等に、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としない旨を位置付け

図1-2 経営戦略に関する動き(国土交通省)

(5) 下水道事業経営戦略において盛り込む事項

経営戦略策定・改定マニュアル（総務省）には、以下の事項を下水道事業の経営戦略に盛り込むよう示されています。

<経営戦略における記載事項>

① 事業概要

- ◇事業の現況
- ◇民間活力等の活用
- ◇経営比較分析表を活用した現状分析等

② 将来の事業環境

- ◇処理区域内人口予測・有収水量予測
- ◇使用料収入・施設・組織の見通し

③ 経営の基本方針

- ◇経営理念、経営方針

④ 投資・財政計画

- ◇収支計画
- ◇取組事項（民間活力の活用(PPP/PFI、広域化・共同化・最適化等)
- ◇今後の投資・財政・経費についての考え方や検討状況

⑤ 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

- ◇進捗管理・経営分析・見直し
 - 各年度の決算状況
 - 投資財政計画の実績や収支の乖離状況

また、国土交通省では、下水道事業の経営健全化に向けて、経費回収率向上に向けたロードマップについて経営戦略に記載することを、社会資本整備総合交付金の要件としています。

第2章 笛吹市下水道事業の現状

(1) 笛吹市の概要

(1)-1 笛吹市の地勢

本市は甲府盆地の中央部東寄りに位置し、盆地の北部や東部、南部の山岳丘陵地帯から流れ出る水系を集め、盆地中央部を南西に向かって笛吹川が流れています。笛吹川に沿って広がる平坦地を中心に、南北の丘陵・山岳地帯に挟まれた比較的まとまりのある地形を有していて、総面積は201.9km²で、山梨県の面積の4.5%にあたります。

平成16年10月12日に石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町の5町1村が合併し、笛吹市が誕生しました。さらに、平成18年8月1日に芦川村を編入合併し、現在の笛吹市となりました。



図 2-1 本市位置図

(1)-2 笛吹市の人口動態

本市の近年の人口推移と、将来人口見通しを図2-2に示します。なお、将来人口見通しは「笛吹市人口ビジョン」及び「第二次笛吹市総合計画」に掲げられた目標人口とします。

本市の人口は、近年では減少傾向にあり、令和5年度末時点で67,083人となっています。今後も人口減少は進行することが想定されていて、令和42年度の目標人口は約55,000人と、現在から約12,000人減少する見込みです。

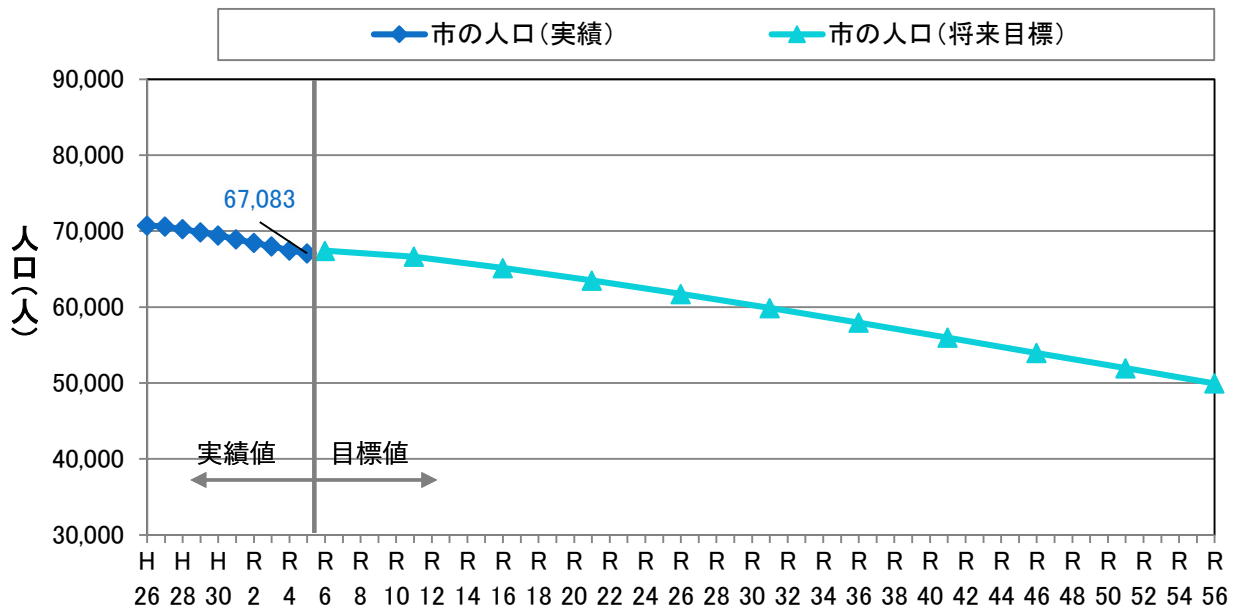


図 2-2 市の人口推移

(2) 生活排水の処理方法

本市の市民活動によって発生する生活排水は、図2-3のフローに示すとおり、下水道事業（公営企業部所管：公共下水道、農業集落排水、市民環境部所管：合併処理浄化槽）、及びその他（単独処理浄化槽、くみ取り）によって処理され、公共用水域に放流されています。

このうち、公共下水道、農業集落排水処理施設は市の管理となっていて、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽は個人の管理です。

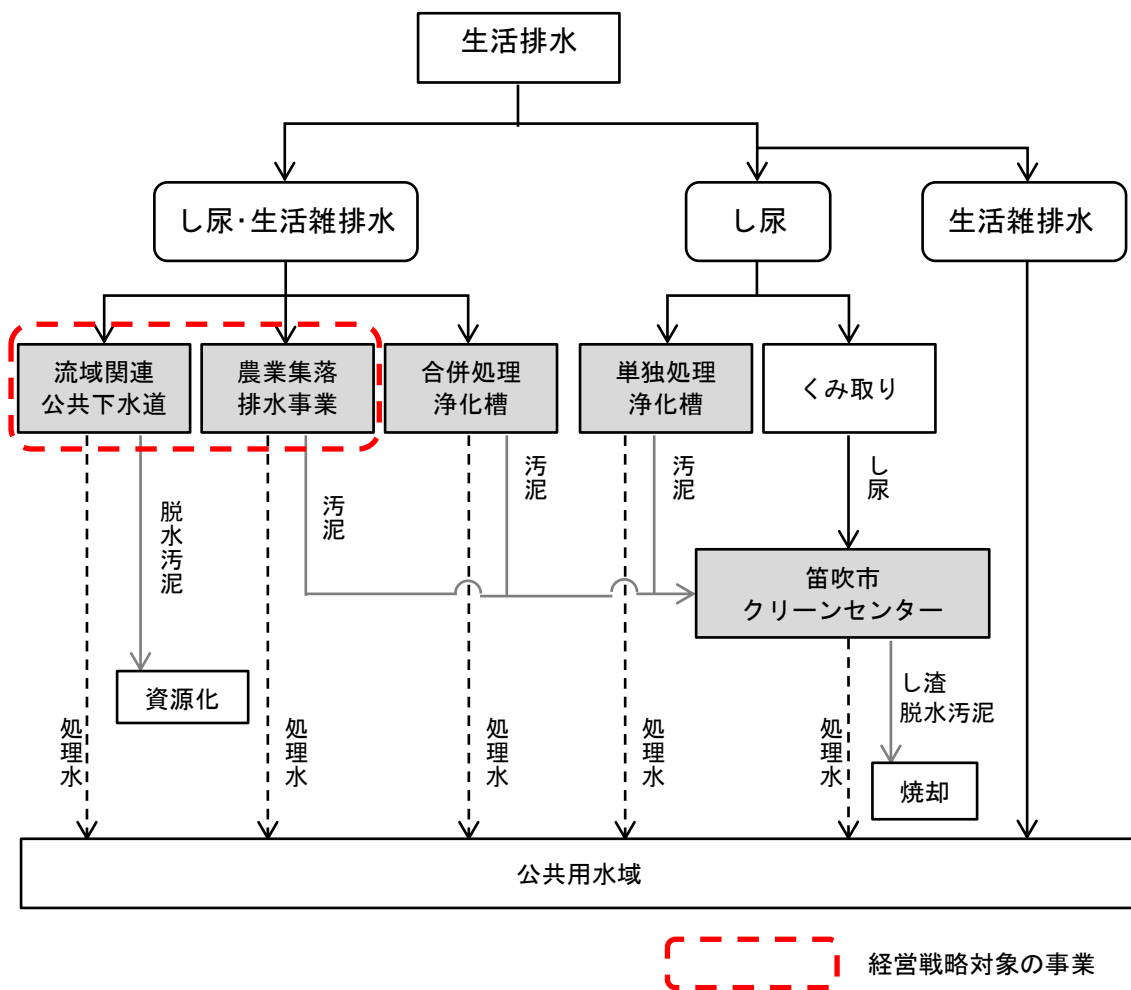


図 2-3 生活排水処理のフロー

(3) 下水道事業の概要

(3)-1 公共下水道事業

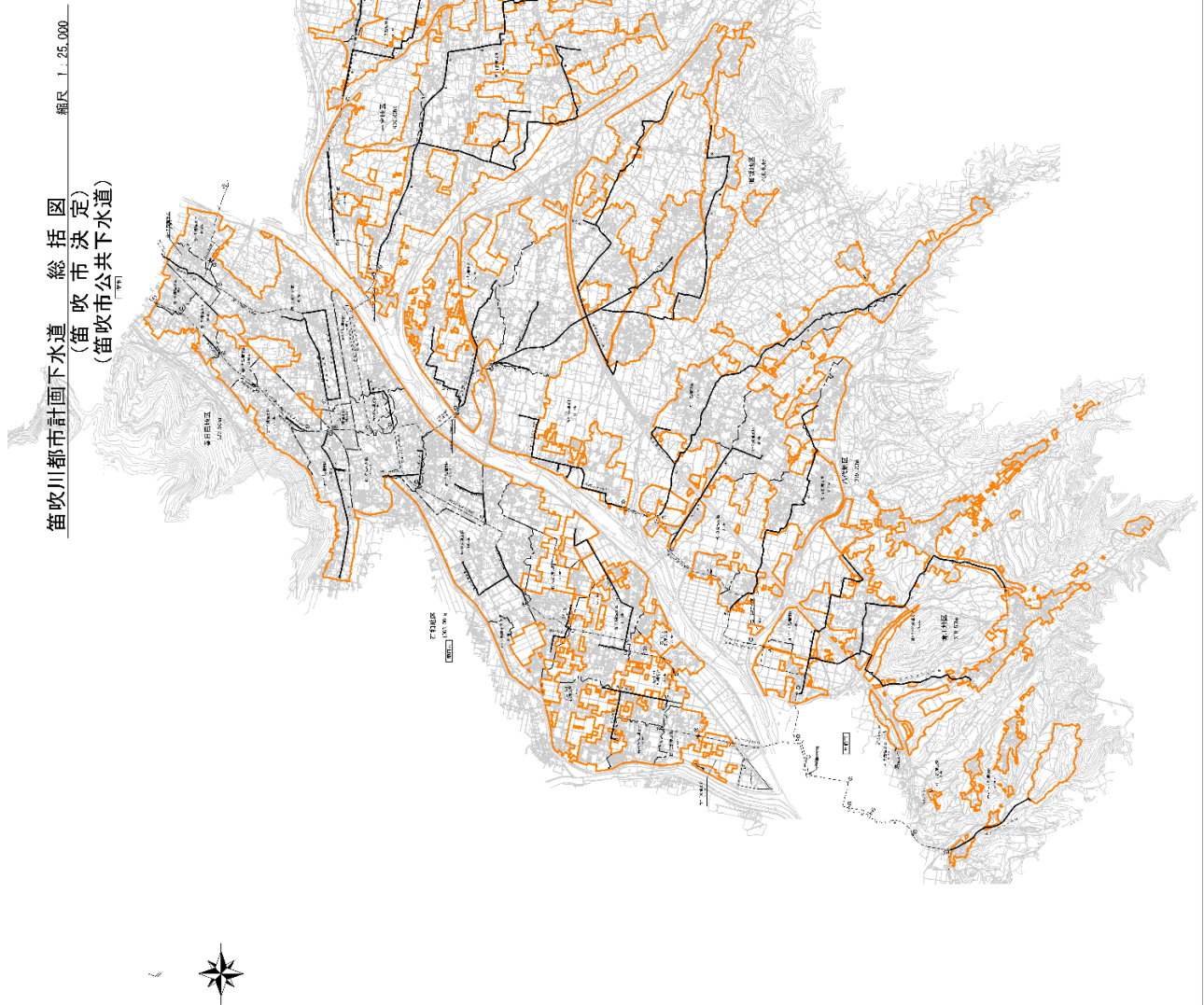
本市の公共下水道事業は、県で運転・管理している下水処理場（峡東浄化センター）で汚水を処理する、流域関連公共下水道という事業方式です。峡東浄化センターでは、他に甲府市や山梨市、甲州市の汚水を処理しています。そのため本市の下水道事業としては、汚水を送水するための管渠やマンホールポンプが主な施設となります。

表 2-1 公共下水道事業の概要

項目	内容	備考	
処理施設名	峡東浄化センター		
事業着手年度	昭和53年4月1日		
供用開始年度	平成元年7月1日		
法適用	地方公営企業法適用済 (平成28年4月1日から適用)		
全体計画	目標年次	令和17年度	
	面積	3,142.05 ha	
	全体計画人口	市の人口：64,830 人 下水道計画人口：79,224 人 (うち観光人口：20,280 人)	令和元年度 策定
	全体計画 汚水量	日平均：36,238 m ³ /日 日最大：42,693 m ³ /日 時間最大：61,396 m ³ /日	
事業計画	目標年次	令和7年度	
	面積	2,589.20 ha	
	事業計画人口	下水道計画人口：61,114 人 (うち観光人口：9,673 人)	令和2年度 策定
	事業計画 汚水量	日平均：28,536 m ³ /日 日最大：34,824 m ³ /日 時間最大：49,546 m ³ /日	
整備状況	整備済面積	2,087 ha	令和5年度末 の実績値 令和5年度 決算統計 より
	整備済延長	汚水：401 km 雨水：0 km 計：401 km	
	処理区域内人口	40,957 人	
	人口普及率 処理区域内人口/市の人口	61.1 %	
	水洗化人口	30,166 人	
	水洗化率 水洗化人口/処理区域内人口	73.7 %	
	整備率 整備済面積/事業計画面積	66.4 %	

※整備状況の令和5年度実績について、令和5年度の決算統計に示される数値及びその数値を基に算出した値を記載しています。

※本市では、令和2年度に山梨県峡東流域下水道計画の見直しに伴い人口密度を変更したため、令和元年度の処理区域内人口、水洗化人口を精査し変更しました。後述の事業説明や現状分析では変更後の数値を使用しています。



凡 例

	行政区域界
	処理区域界
	河川・水田排水
	汚水処理施設・番号
	汚水処理場
	排水処理場
	排水処理場
	下水処理場

事業名	笛吹川都市計画下水道	縮尺	1 / 25,000
事業種別	公共下水道	所在地	山梨県笛吹市
事業年度	令和元年		

図 2-4 公共下水道位置図

(3)-2 農業集落排水事業

農業集落排水事業とは、農業振興地域内の1～数地区の農業集落を対象にして実施する比較的小規模な下水道事業で、農村世帯の生活環境の向上や農業用水の水質保全のために、各家庭の汚水を処理場に集め、処理して川に戻す施設です。

本市には、3つの農業集落排水処理施設があります。

表 2-2 農業集落排水事業の概要

項目		内容			備考	
法適用		地方公営企業法適用済 (令和6年4月1日から適用)				
処理区		上芦川地区	中芦川地区	鶯宿地区	笛吹市 一般廃棄物 処理基本計画 (R2.3) より	
処理施設名		上芦川処理場	中芦川処理場	鶯宿処理場		
事業年度		平成7～10年度	平成8～11年度	平成8～11年度		
供用開始年度		平成10年10月1日	平成12年10月1日	平成12年10月1日		
処理対象人口		310人	490人	280人		
計画日平均の 水量		84 m ³ /日	132 m ³ /日	76 m ³ /日		
管路延長		3,219 m	6,608 m	3,168 m		
整備 状 況	整備済み面積	22ha				令和5年度末 の実績値 令和5年度 決算統計より
	整備済延長	汚水管：13 km 雨水管：0 km 計：13 km				
	処理区域内人口	261人				
	水洗化人口	261人				
	水洗化率 水洗化人口／処理区 域内人口	100%				
	整備率 整備済み面積／事業計 画面積	100%				

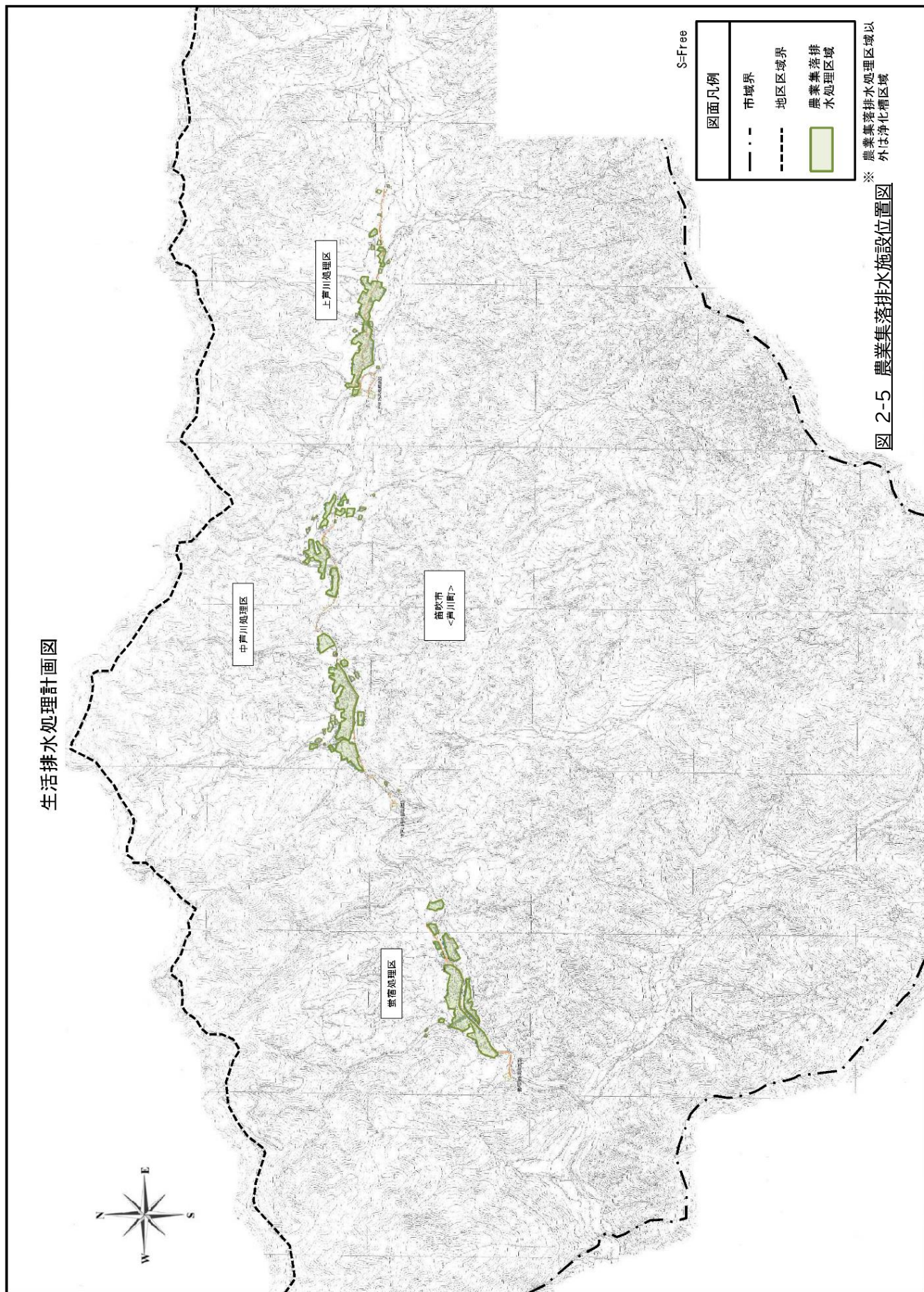


図 2-5 農業集落排水施設位置図

(4) 処理区域内人口と水洗化人口、水洗化率の推移

(4)-1 公共下水道事業

公共下水道事業は、現在も区域整備を進めています。

令和5年度の処理区域内人口は約41,000人、水洗化人口は約30,200人、水洗化率は73.7%となっています。

(令和元年度から令和2年度にかけての実績と、令和4年度から令和5年度にかけての実績において、処理区域内人口と水洗化人口が大きく減少しているのは、集計方法を見直したためです。)

表 2-3 公共下水道事業の処理区域内人口、水洗化人口、水洗化率

公共下水道事業	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
処理区域内人口(人)	44,480	44,627	45,506	45,596	46,175	46,175	42,170	42,310	42,561	40,957
水洗化人口(人)	37,823	38,219	39,016	39,867	40,705	41,467	38,723	38,767	39,214	30,166
水洗化率(%)	85.0	85.6	85.7	87.4	88.2	89.8	91.8	91.6	92.1	73.7

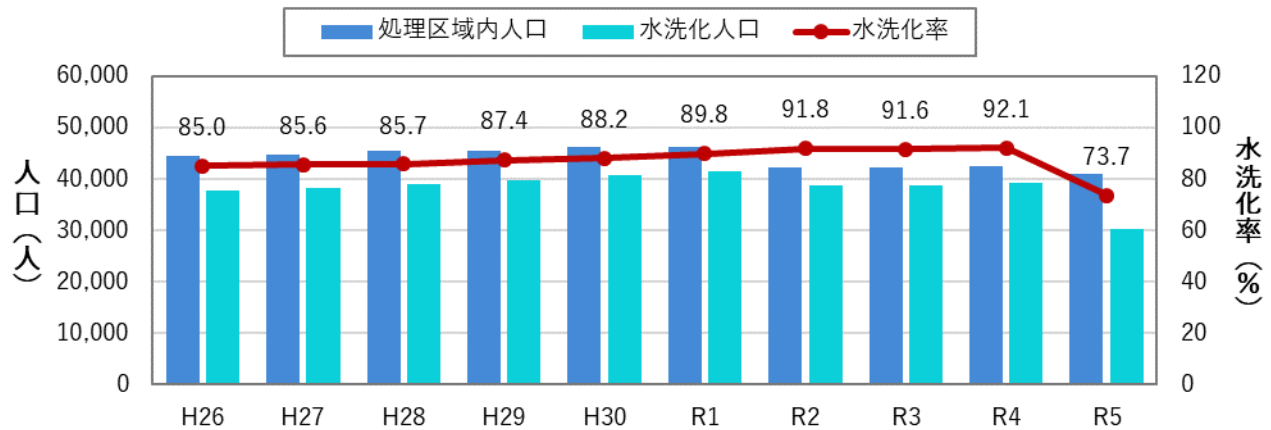


図 2-6 公共下水道事業の処理区域内人口、水洗化人口、水洗化率

(4)-2 農業集落排水事業

農業集落排水事業は区域内の整備が完了していますが、農村集落の人口減少の影響により、処理区域内人口と水洗化人口は減少傾向にあります。

令和5年度の処理区域内人口と水洗化人口はともに約260人となっています。水洗化率は100%となっていて、処理区域内の人はすべて農業集落排水に接続しています。

表 2-4 農業集落排水事業の処理区域内人口、水洗化人口、水洗化率

農業集落排水事業	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
処理区域内人口(人)	406	389	372	349	339	323	313	293	267	261
水洗化人口(人)	406	389	372	349	339	323	313	293	267	261
水洗化率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

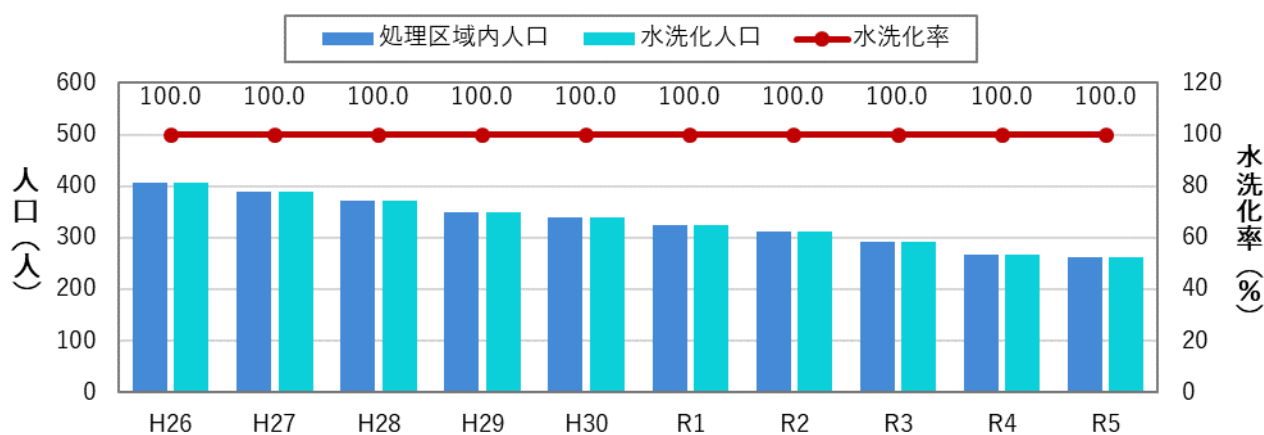


図 2-7 農業集落排水事業の処理区域内人口、水洗化人口、水洗化率

(5) 処理水量の推移

(5)-1 公共下水道事業

公共下水道事業における総処理水量及び有収水量は、増減を繰り返しながら、全体的な傾向としては微増傾向が続いていて、令和5年度で総処理水量は約5,100千 m^3 /年、有収水量は約4,800千 m^3 /年となっています。また、新型コロナウイルスの影響で令和元年度から令和2年度にかけて有収水量が大きく減少しています。

有収率は90%以上で近年は概ね一定となっています。

表 2-5 公共下水道事業の水量推移

公共下水道事業	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
総処理水量 (千 m^3 /年)	5,495	5,631	5,370	5,418	5,505	5,385	5,165	5,062	5,189	5,131
有収水量 (千 m^3 /年)	4,822	4,880	4,853	4,970	4,993	4,902	4,641	4,672	4,722	4,843
有収率 (%)	87.8	86.7	90.4	91.7	90.7	91.0	89.9	92.3	91.0	94.4

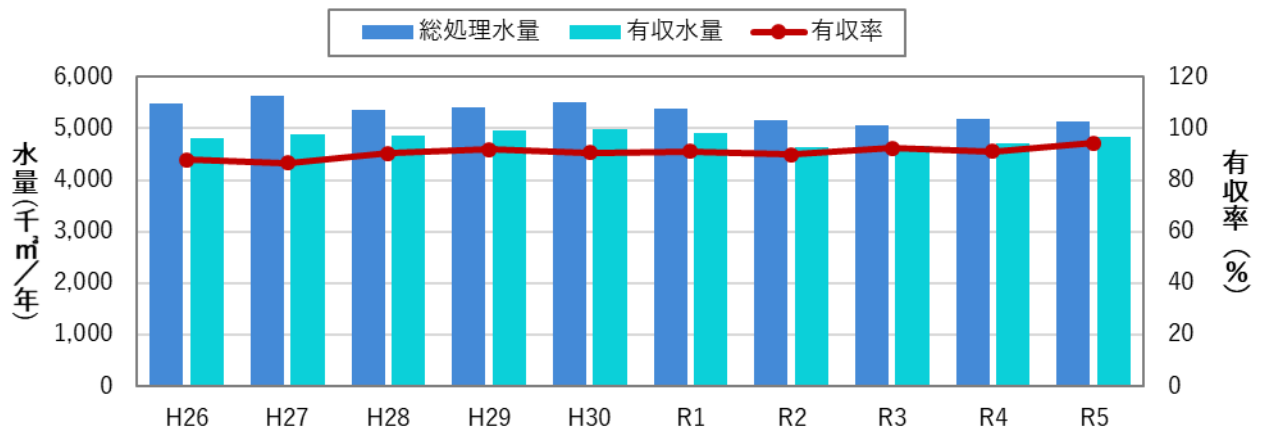


図 2-8 公共下水道事業の総処理水量、有収水量、有収率

(5)-2 農業集落排水事業

農業集落排水事業における総処理水量及び有収水量は、処理区域内人口の減少の影響もあり、減少傾向となっていて、令和5年度で総処理水量、有収水量ともに約48千 m^3 /年となっています。また、令和5年度の有収率は99.2%です。

(平成28年度で総処理水量が急に減少したのは、処理場の流量計を更新したためです。また、本市農業集落排水事業の使用料徴収は人頭制を採用しており、汚水の有収水量は簡易水道事業の有収水量値を採用しています。そのため、庭の水まきなど下水に流入しない水量も汚水の有収水量とカウントされてしまい、有収水量が総処理水量を上回っていると想定されます。)

表 2-6 農業集落排水事業の水量推移

農業集落排水事業	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
総処理水量 (千 m^3 /年)	70	72	60	62	56	51	53	56	52	48
有収水量 (千 m^3 /年)	68	70	65	66	62	56	54	55	52	48
有収率 (%)	97.1	97.1	108.0	107.5	110.9	109.4	101.4	98.4	98.7	99.2

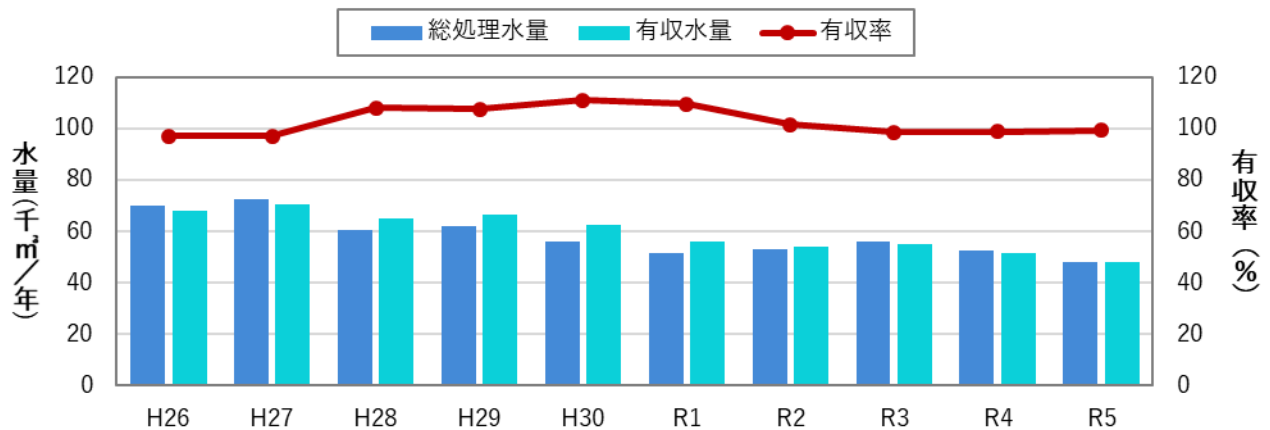


図 2-9 農業集落排水事業の総処理水量、有収水量、有収率

(6) 下水道使用料

(6)-1 公共下水道事業

本市の公共下水道事業における下水道使用料体系は、表 2-7に示すとおりとなっています。現行の使用料体系は平成30年度に改定されたもので、基本料金と超過料金を合算する二部料金制を採用しています。また、超過料金は使用水量が大きいほど単価が大きくなる累進性を採用しています。

本市の公共下水道事業では、令和8年4月に下水道使用料を改定する方針です。

表 2-7 公共下水道事業の下水道使用料体系

一般用 2ヵ月につき (税込)		改定：平成30年4月1日
基本料金		
汚水量	基本料金	
~20m ³	2,112円	
超過料金		
汚水量1m ³ につき	超過料金	
21~50m ³	132.0円	
51~100m ³	145.2円	
101m ³ ~	171.6円	

(6)-2 農業集落排水事業

本市の農業集落排水事業における農業集落排水施設使用料の体系は、表 2-8に示すとおりとなっています。

現行の使用料体系は平成30年度に改定されたもので、一世帯当たりの居住者数で使用料を決定する人頭制を採用しています。

本市では、農業集落排水施設使用料の改定は当面予定していません

表 2-8 農業集落排水施設使用料体系

一般用 (税込)				改定：平成30年4月1日
人数	基本料金	1ヵ月分	2ヵ月分	
1	3,840	2,160円	4,320円	
2		2,400円	4,800円	
3		2,640円	5,280円	
4~		2,880円	5,760円	

(7) 組織

(7)-1 組織体制

本市の下水道事業は、水道事業とともに公営企業部が担当しており、業務課、企業会計課及び下水道課が下水道事業を担っています。

業務課は、条例規則、上下水道事業審議会に関する業務などを行っています。上下水道・簡易水道、市営春日居温泉施設・農業集落排水使用料などの賦課徴収や、督促滞納に関する業務などは上下水道料金センター（民間委託）が行っています。

また、予算・決算等の会計事務等については、企業会計課が担当しています。

下水道課は、施設担当と管理担当に分かれており、施設担当は、下水道事業計画や下水道設計、工事、監督など、管理担当は、受益者負担金の賦課徴収、下水道・農業集落排水施設の維持管理、排水設備指定工事店などに関する業務などを行っています。

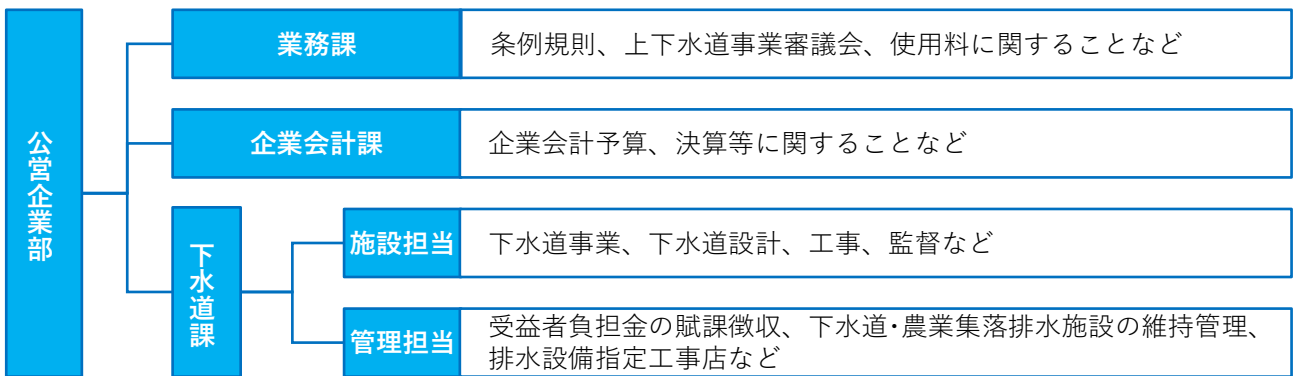


図 2-10 公営企業部の組織体制

(7)-2 職員数

公共下水道事業の担当職員数は平成26年度では12人でしたが、令和元年度に9人まで減少し、令和5年度は8人で業務に対応しています。農業集落排水事業は、公共下水道事業の担当職員が兼ねています。

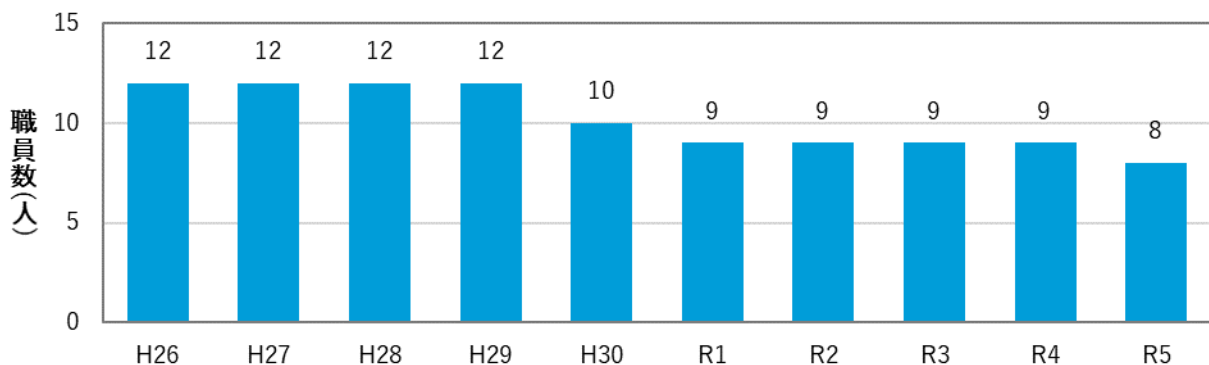


図 2-11 下水道事業の職員数

(8) 整備及び維持管理の状況

(8)-1 公共下水道事業

公共下水道事業の管渠整備面積及び整備費の推移を、図 2-12、表 2-9及び図 2-13に示します。

管渠の整備は毎年約10～20haを継続的に実施してきましたが、令和元年度から令和5年度までの5か年は平均で約8haの整備となっています。

管渠の整備費は2億4千万～5億3千万円程度と年によって幅がみられますが、近年は減少傾向にあります。流域下水道の建設負担金は3千万～1億円で推移しています。

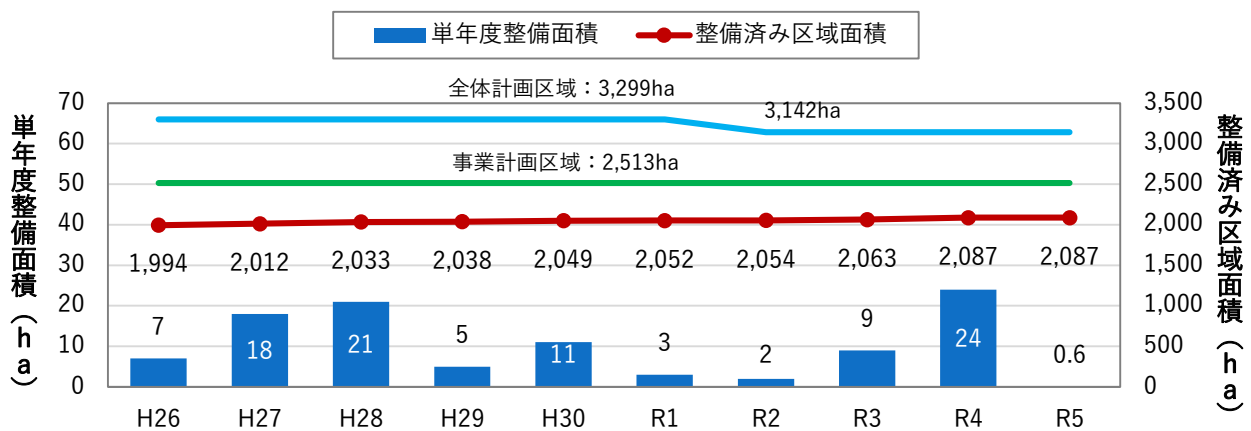


図 2-12 公共下水道事業の整備済区域面積

表 2-9 公共下水道事業の整備費

単位：百万円

公共下水道事業	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
整備費	569	479	383	359	487	309	369	404	342	348
管渠費	528	427	327	299	433	275	304	326	238	259
流域下水道建設費負担金	41	52	55	60	54	34	64	78	104	89

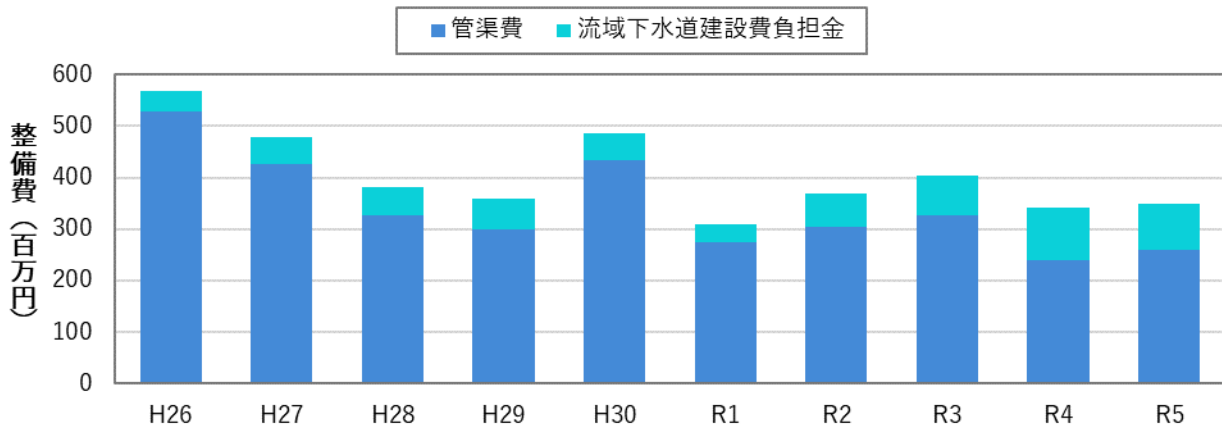


図 2-13 公共下水道事業の整備費

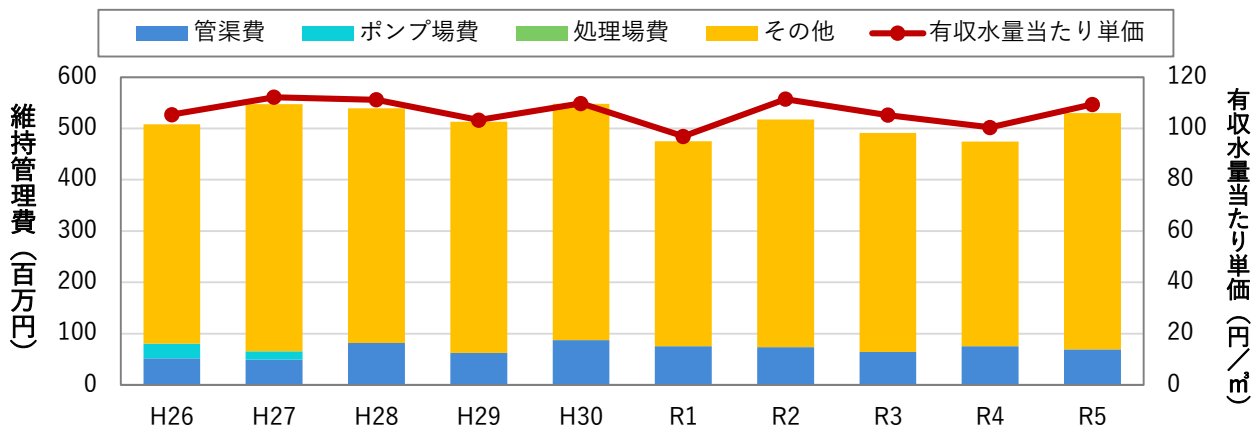
維持管理費の推移を見ると、多少の増減はありますが、近年では5億円前後で推移しています。内訳では、管渠費は約5千万～9千万円、その他は約4億～4億8千万円で推移しています。なお、「その他」のほとんどは「流域下水道の維持管理負担金」となっています。

(なお、管渠施設費・ポンプ場費は、平成28年度以降に経費区分を見直したため、項目が分かれています。また、平成28年度に公営企業会計を導入しているため、平成28年度以降は税抜で表示しています。)

有収水量当たり単価については、変動が大きく、令和5年度は109.4円/m³と令和4年度に比べて大きく上昇しています。

表 2-10 公共下水道事業の維持管理費及び有収水量当たり単価

公共下水道事業	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
維持管理費(百万円)	508	547	539	513	548	475	517	492	474	530
管渠費	52	49	82	63	87	76	74	64	76	69
ポンプ場費	29	16	0	0	0	0	0	0	0	0
処理場費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	428	482	458	451	461	399	444	427	398	461
有収水量(千m ³)	4,822	4,880	4,853	4,970	4,993	4,902	4,641	4,672	4,722	4,843
有収水量当たり単価(円/m ³)	105.4	112.2	111.2	103.3	109.7	96.9	111.4	105.2	100.4	109.4



※平成28年以降は地方公営企業法を適用したため税抜表示です。

図 2-14 公共下水道事業の維持管理費及び有収水量当たり単価

(8)-2 農業集落排水事業

農業集落排水事業では、管渠や処理場の整備は完了しており、新たな整備は行っていませんので、整備費は発生していません。

維持管理費の推移を見ると、管渠施設費・ポンプ場費は約3百万～6百万円、処理場費は約500万～1千4百万円となっています。

(なお、管渠施設費・ポンプ場費は、平成28年度以降に経費区分を見直したため、項目が分かれています。)

有収水量当たり単価は変動が大きく、令和5年度は大きく減少し、約170円/m³となっています。

表 2-11 農業集落排水事業の維持管理費及び有収水量当たり単価

農業集落排水事業	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
維持管理費(百万円)	11.5	13.6	16.8	12.3	9.3	9.3	13.7	12.4	17.0	8.1
管渠費	0.0	0.0	3.1	3.2	3.3	3.3	7.8	6.2	4.0	2.7
ポンプ場費	4.2	4.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
処理場費	7.3	8.7	13.6	8.4	5.2	5.3	5.1	5.5	5.8	3.8
その他	0.0	0.2	0.1	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	7.2	1.7
有収水量(千m ³)	68	70	65	66	62	56	54	55	52	48
有収水量当たり単価(円/m ³)	169.8	193.8	258.0	185.8	149.0	166.5	253.9	225.0	329.3	170.1

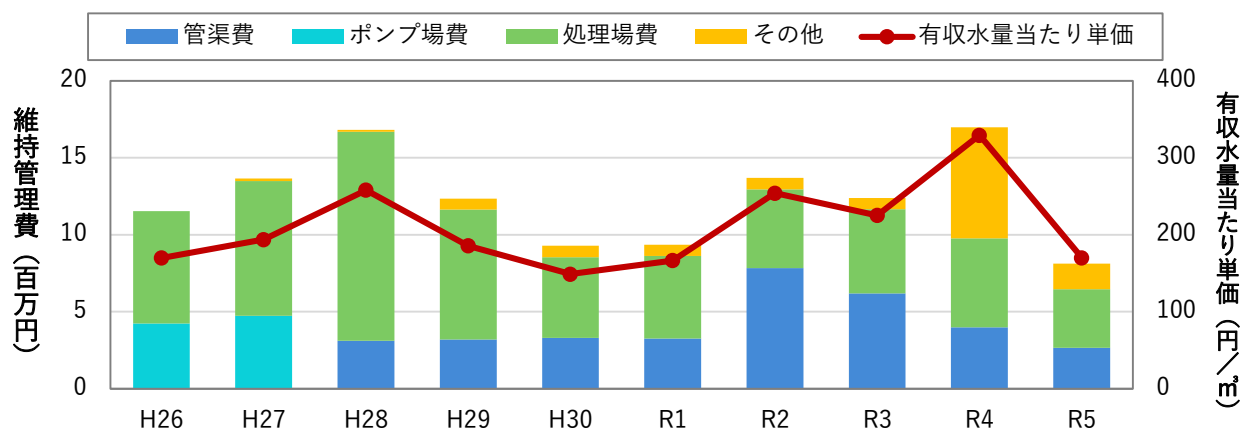


図 2-15 農業集落排水事業の維持管理費及び有収水量当たり単価

(9) 事業経営状況

(9)-1 公共下水道事業

図 2-16、図 2-17に公共下水道事業における直近5か年の(令和3～7年度(令和6・7年度は決算見込及び予算見込))収益的収支及び資本的収支の推移を示します。

①収益的収支の推移

収益的収入については、18～20億円の間で推移しており、令和7年度予算見込では約19億4千万円となっています。令和7年度予算見込の財源内訳では、他会計補助金が約8億5千万円で44%、下水道使用料収入が約6億5千万円で34%となっています。

収益的支出は17～19億円の間で推移しており、令和7年度予算見込では約19億4千万円となっています。令和7年度予算見込の費用内訳では、減価償却費が約10億7千万円で57%、流域下水道の維持管理負担金が約5億円で26%となっています。

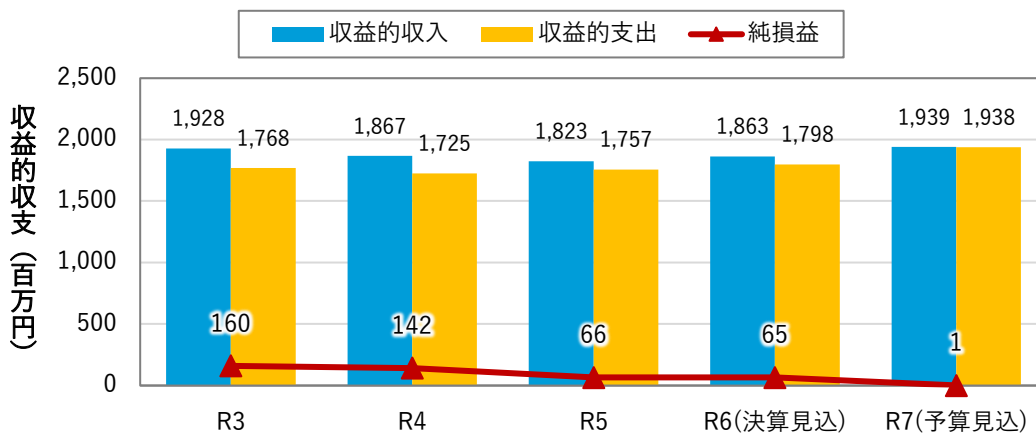


図 2-16 公共下水道事業の収益的収支

②資本的収支の推移

資本的収入については、8～10億円の間で推移しており、令和7年度予算見込では約11億1千万円となっています。令和7年度予算見込の財源内訳では、企業債が約5億5千万円で50%、他会計補助金が約3億7千万円で33%となっています。

資本的支出は15～20億円の間で推移しており、令和7年度予算見込では約18億5千万円となっています。令和7年度予算見込の費用内訳としては、企業債償還金が約10億2千万円で55%、管渠の建設改良費が約2億8千万円で18%となっています。

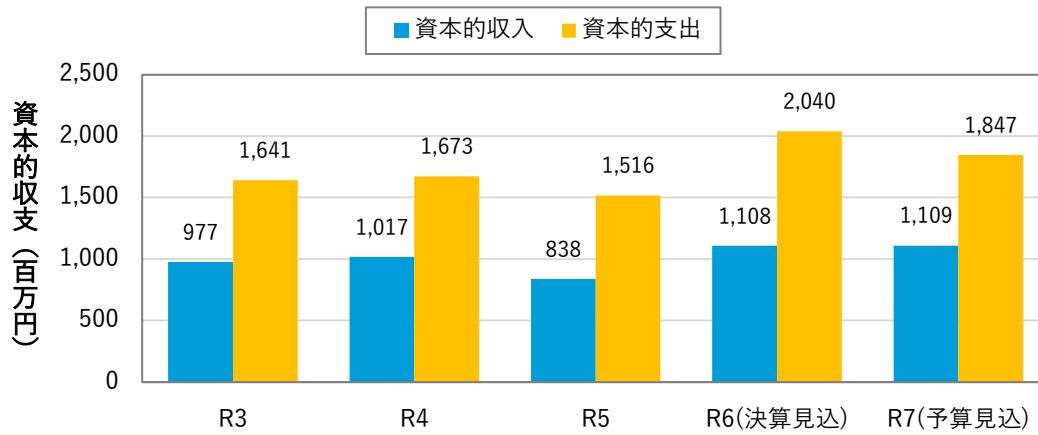


図 2-17 公共下水道事業の資本的収支

表 2-12 公共下水道事業の収益的収支(内訳詳細)

単位：百万円

公共下水道事業	R3	R4	R5	R6(決算見込)	R7(予算見込)
収益的収入	1,928	1,867	1,823	1,863	1,939
下水道使用料	607	617	637	652	652
長期前受金戻入	402	407	407	407	413
国庫補助金	0	4	0	8	21
他会計補助金	896	818	745	774	851
その他収入	20	18	28	21	1
過年度損益修正益等	3	3	6	1	1
収益的支出	1,768	1,725	1,757	1,798	1,938
維持管理費	121	133	120	150	189
流域維持管理費	348	319	398	395	504
減価償却費等	1,043	1,047	1,052	1,073	1,068
支払利息等	231	203	177	156	146
その他支出	21	21	8	21	29
過年度損益修正損	3	2	2	3	3
純損益	160	142	66	65	1

表 2-13 公共下水道事業の資本的収支(内訳詳細)

単位：百万円

公共下水道事業	R3	R4	R5	R6(決算見込)	R7(予算見込)
資本的収入	977	1,017	838	1,108	1,109
企業債	254	243	308	483	550
他会計繰入金 及び他会計出資金	618	676	468	456	369
国庫補助金	66	45	26	80	100
受益者負担金等	39	54	35	89	90
資本的支出	1,641	1,673	1,516	1,746	1,847
流域下水道建設費	78	104	89	119	207
管路建設改良費	327	332	259	547	621
企業債償還金	1,236	1,238	1,168	1,098	1,019
その他支出	0	0	0	0	1

※各項目の金額は100万円単位で四捨五入しており、また四捨五入で0となる項目については1と示しているため、合計が合わないことがあります。

(9)-2 農業集落排水事業

図2-18に農業集落排水事業における収支の推移を示します。

令和6年度より公営企業会計に移行しており、移行後の2年分（令和6～7年度）の予算及び決算（令和7年度は予算見込、令和6年度は決算見込）を示します。

①収益的収支の推移

収益的収入については、約5～6千万円で推移しており、令和7年度予算見込では5千3百万円となっています。令和7年度予算見込の財源内訳では、他会計補助金が約2千6百万円で49%、下水道使用料収入が約8百万円で15%となっています。

収益的支出は約3千万円で推移しており、令和7年度予算見込では約2千7百万円となっています。令和7年度予算見込の費用内訳では、減価償却費が約3千2百万円で60%、維持管理費が約1千8百万円で34%となっています。

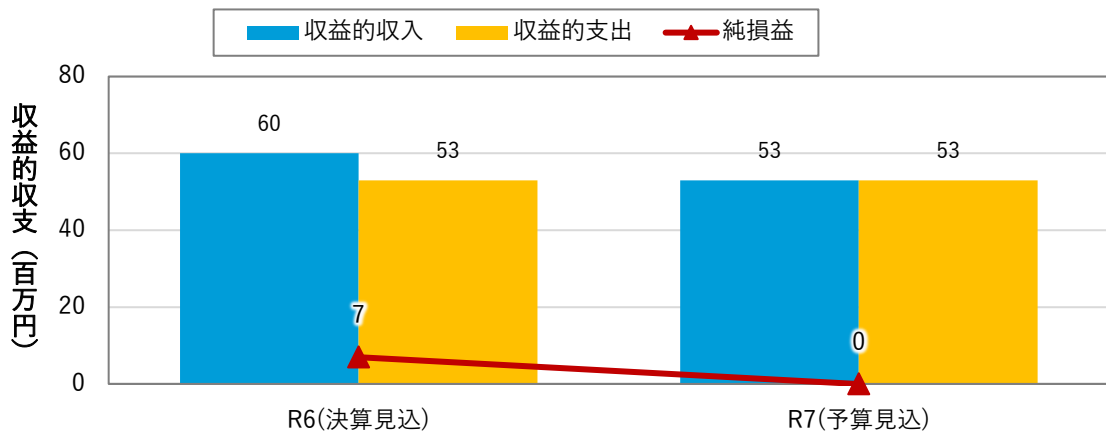


図 2-18 農業集落排水事業の収益的収支

②資本的収支の推移

資本的収入については、約3千万円で推移しており、令和7年度予算見込では2千7百万円となっています。令和7年度予算見込の財源内訳は、全て他会計繰入金です。

資本的支出も約3千万円で推移しており、令和7年度予算見込では2千7百万円となっています。令和7年度予算見込の費用内訳は、全て企業債償還金です。

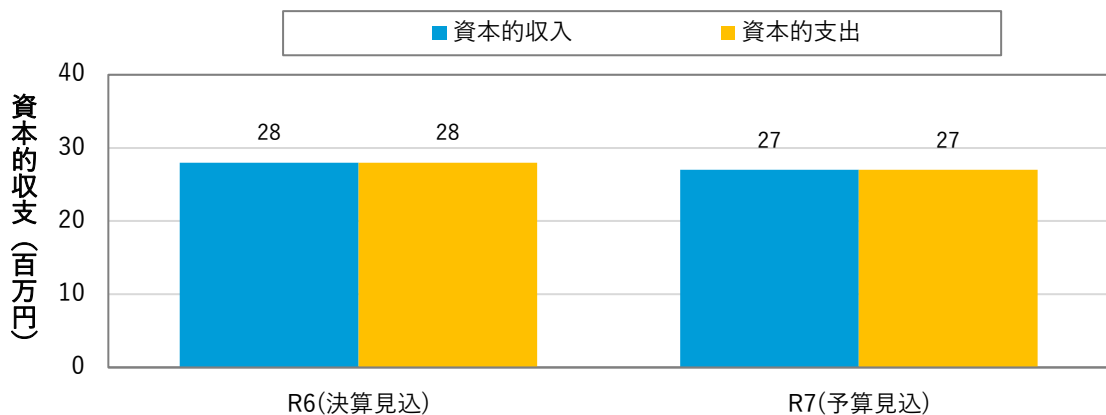


図 2-19 農業集落排水事業の資本的収支

単位：百万円

農業集落排水事業	R6(決算見込)	R7(予算見込)
収益的収入	60	53
施設使用料	7	8
長期前受金戻入	22	20
他会計補助金	30	26
その他収入	1	1
過年度損益修正益等	0	0
収益的支出	53	53
維持管理費	18	18
減価償却費等	32	32
支払利息等	2	2
その他支出	2	1
過年度損益修正損	1	1
純損益	7	0

単位：百万円

農業集落排水事業	R6(決算見込)	R7(予算見込)
資本的収入	28	27
他会計出資金	28	27
資本的支出	28	27
企業債償還金	28	27

表 2-14 農業集落排水事業の収支(内訳詳細)

(10) 使用料単価と汚水処理原価

(10)-1 公共下水道事業

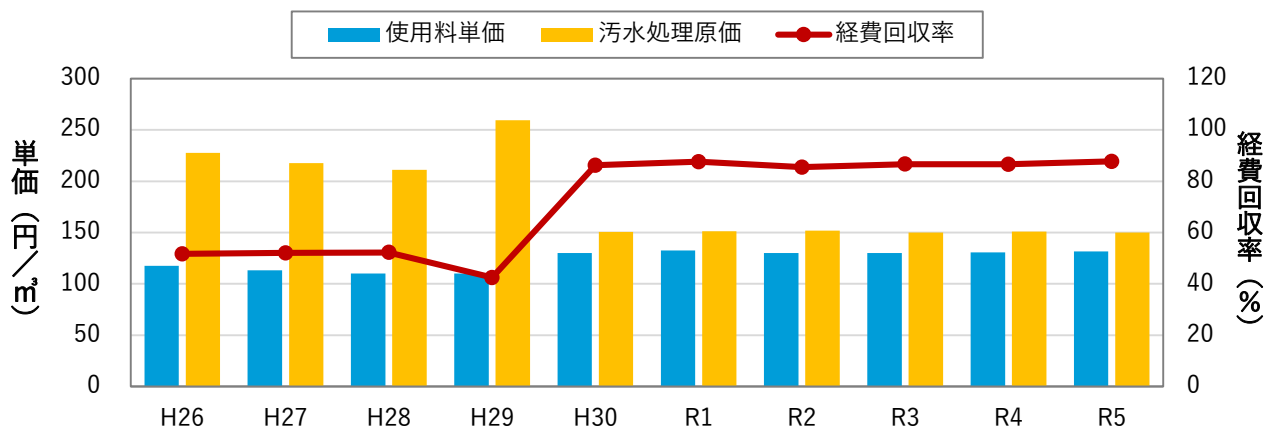
使用料単価は、基本料金と超過料金を合計した使用料収入を、有収水量で除して算出するもので、平成30年度の使用料金改定により向上しました。

公共下水道事業における令和5年度の使用料単価は、131.52円/m³(税抜)となっています。

汚水処理原価は、平成30年度に「分流式下水道等に要する経費」の算定方法を変更したことに伴い大きく減少しており、150円/m³(税抜)程度で推移しています。

表 2-15 公共下水道事業の使用料単価、汚水処理原価、経費回収率

公共下水道事業	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
使用料単価 (円/m ³)	117.58	113.18	110.21	110.06	130.00	132.43	129.92	129.95	130.61	131.52
汚水処理原価 (円/m ³)	227.48	217.55	210.97	259.43	150.75	151.22	151.99	150.00	150.86	150.00
経費回収率 (%)	51.7	52.0	52.2	42.4	86.2	87.6	85.5	86.6	86.6	87.7



※平成28年以降は地方公営企業法を適用したため税抜表示です。

図 2-20 公共下水道事業の使用料単価、汚水処理原価、経費回収率

(10)-2 農業集落排水事業

使用料単価は、農業集落排水施設使用料を、有収水量で除して算出するもので、平成30年度の使用料金改定により向上しました。

農業集落排水事業における令和5年度の使用料単価は、177.89円/m³(税込)となっています。

汚水処理原価について、維持管理費は毎年概ね一定ですが、資本費の変動が大きいため、汚水処理原価もそれに合わせて変動している状況となっており、令和5年度は177.89円(税込)となっています。

なお、本市の農業集落排水事業は、令和6年度予算から地方公営企業法（一部適用）を適用し、公営企業会計方式を採用していることから、経費回収率の動向も変化することが想定されます。

(令和5年度については、地方公営企業法の適用に伴う打ち切り決算により汚水処理原価が低くなっています。)

表 2-16 農業集落排水事業の使用料単価、汚水処理原価、経費回収率

農業集落排水事業	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
使用料単価 (円/m ³)	119.36	115.52	119.47	115.42	144.25	159.84	162.43	159.42	167.68	177.89
汚水処理原価 (円/m ³)	276.11	301.44	367.29	300.63	150.00	166.51	253.91	225.03	329.35	177.89
経費回収率 (%)	43.2	38.3	32.5	38.4	96.2	96.0	64.0	70.8	50.9	100.0

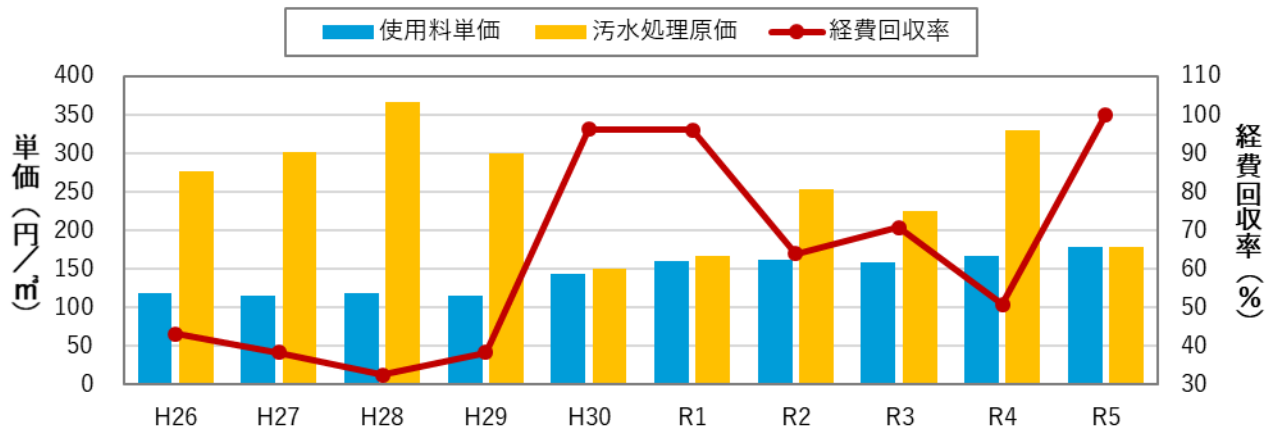


図 2-21 農業集落排水事業の使用料単価、汚水処理原価、経費回収率

(11) 経営比較分析表を活用した現状分析

総務省より示される経営指標を基に笛吹市の経営状況を分析して、近隣市や同規模都市、全国平均との比較を行いました。

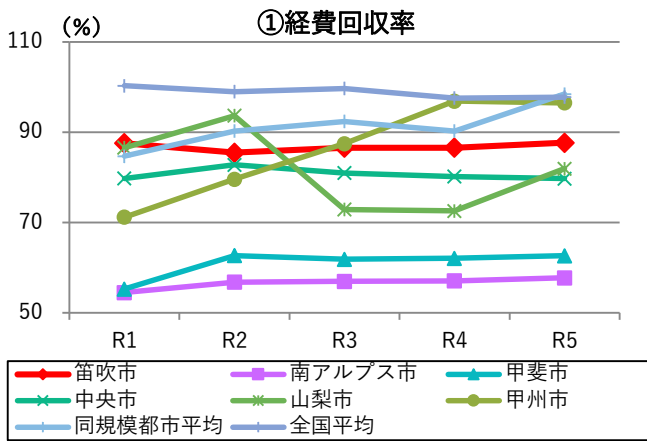
(11)-1 公共下水道事業

公共下水道事業の分析結果を以下に示します。なお近隣市としては、県内で笛吹市と同程度の事業規模で、流域下水道で処理を行っている5市を抽出しました。

表2-17 公共下水道事業の経営比較分析結果

年度	R1	R2	R3	R4	R5	備考
①経費回収率 (%)						
笛吹市	87.60	85.50	86.60	86.60	87.70	H28年度に法適用
南アルプス市	54.50	56.80	57.00	57.10	57.78	R1年度に法適用
甲斐市	55.30	62.70	61.90	62.10	62.66	R2年度に法適用
中央市	79.80	82.80	81.00	80.20	79.74	R2年度に法適用
山梨市	86.60	93.70	72.90	72.60	81.95	H29年度に法適用
甲州市	71.20	79.60	87.50	96.90	96.53	R2年度に法適用
同規模都市平均	84.70	90.30	92.40	90.30	98.46	法適用 3万人以上5万人未満
全国平均	100.30	99.00	99.70	97.60	97.81	公共下水道
②汚水処理原価 (円/m ³)						
笛吹市	151.22	151.99	150.00	150.86	150.00	H28年度に法適用
南アルプス市	158.42	151.25	150.49	150.44	149.10	R1年度に法適用
甲斐市	150.00	147.33	150.00	150.00	150.00	R2年度に法適用
中央市	152.11	144.58	148.33	150.49	150.48	R2年度に法適用
山梨市	162.56	148.87	193.46	192.68	178.54	H29年度に法適用
甲州市	156.95	156.77	157.51	150.64	150.81	R2年度に法適用
同規模都市平均	205.23	193.41	189.58	192.01	157.45	法適用 3万人以上5万人未満
全国平均	135.99	134.33	134.79	138.09	138.75	公共下水道
③水洗化率 (%)						
笛吹市	89.80	91.80	91.60	92.10	73.65	H28年度に法適用
南アルプス市	88.80	90.60	87.40	87.60	88.02	R1年度に法適用
甲斐市	86.90	87.00	87.20	87.80	88.07	R2年度に法適用
中央市	86.80	86.60	87.60	88.10	89.25	R2年度に法適用
山梨市	80.10	81.10	81.80	82.40	82.97	H29年度に法適用
甲州市	83.40	83.00	83.00	82.50	82.56	R2年度に法適用
同規模都市平均	87.20	87.30	87.60	87.90	92.89	法適用 3万人以上5万人未満
全国平均	95.40	95.60	95.70	95.80	95.91	公共下水道
④使用料単価 (円)						
笛吹市	132.43	129.92	129.95	130.61	131.52	H28年度に法適用
南アルプス市	86.30	85.88	85.78	85.95	86.14	R1年度に法適用
甲斐市	82.96	92.40	92.92	93.14	93.99	R2年度に法適用
中央市	121.35	119.75	120.21	120.68	120.00	R2年度に法適用
山梨市	140.78	139.52	141.01	139.92	146.31	H29年度に法適用
甲州市	111.79	124.86	137.77	146.01	145.57	R2年度に法適用
同規模都市平均	173.86	174.66	175.25	173.43	172.99	法適用 3万人以上5万人未満
全国平均	136.43	132.94	134.43	134.81	136.36	公共下水道

※本市の公共下水道は流域下水道事業であり、市では下水処理場を有しておらず、山梨県で管理・運営している峡東浄化センターで汚水処理を行っています。そのため、農業集落排水事業の経営比較分析で示している施設利用率の指標は、公共下水道事業では記載していません。

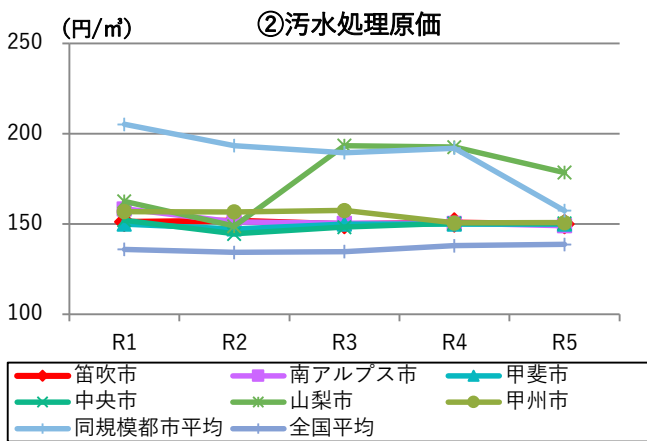


■評価基準■

- ・100%が目標

■分析結果■

- ・令和5年度は約87.7%である。近隣他市と比較すると高いが全国平均に比べると低い水準であり、100%の目標に届いていないため、汚水処理に係る費用の一部を一般会計繰入金に依存している。

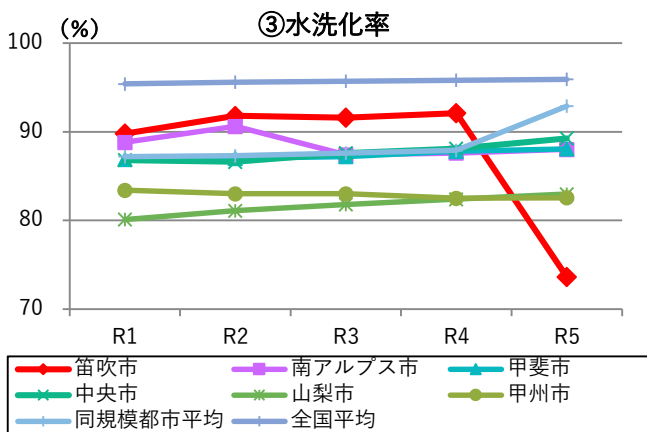


■評価基準■

- ・低いほど良い

■分析結果■

- ・分流式下水道等に要する経費の算定方法見直しに伴い、約150円/㎡で推移している。

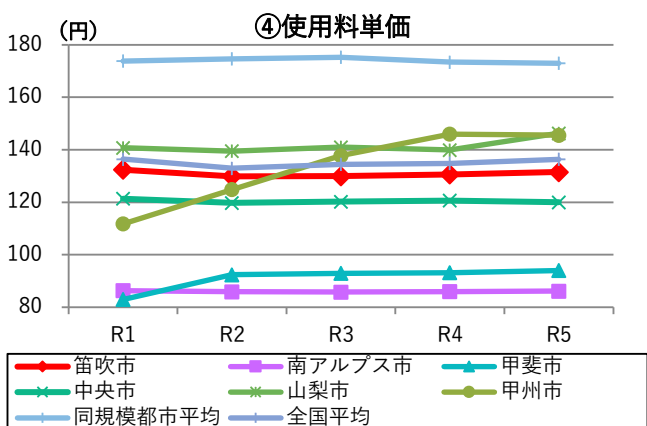


■評価基準■

- ・高いほど良い

■分析結果■

- ・人口計測の見直しに伴い、令和5年度は73.7%となっている。全国平均や近隣他市等と比較すると、低い数値となっている。



■評価基準■

- ・低い方が利用者にとっては良いが、経費回収率等の他の指標と組み合わせた判断が必要。

■分析結果■

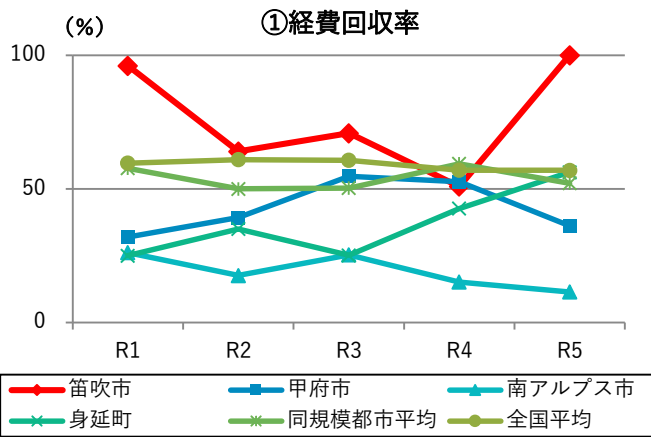
- ・令和5年度で約131.52円/㎡であり、近隣他市の中では高い方だが、国の基準としている150円/㎡と比べると低く、汚水処理原価を回収できていない状況である。

(11)-2 農業集落排水事業

農業集落排水事業の分析結果を以下に示します。なお近隣市としては、県内で笛吹市の農業集落排水事業と同程度の処理人口を持つ3市町を抽出しました。

表2-18 農業集落排水事業の経営比較分析結果

年度	R1	R2	R3	R4	R5	備考
①経費回収率 (%)						
笛吹市	96.00	64.00	70.80	50.90	100.00	
甲府市	32.00	39.20	54.70	52.60	36.12	
南アルプス市	26.10	17.60	25.30	15.10	11.39	
身延町	25.00	35.00	25.10	42.60	56.20	
同規模都市平均	57.70	50.00	50.30	59.40	52.05	法非適用 処理区域内人口5百人未満
全国平均	59.60	60.90	60.70	57.00	56.93	
②汚水処理原価 (円/m ³)						
笛吹市	166.51	253.91	225.03	329.35	177.89	
甲府市	291.21	258.04	204.65	208.16	323.48	
南アルプス市	194.61	297.21	207.75	447.12	544.45	
身延町	709.65	476.94	637.78	381.28	271.55	
同規模都市平均	277.07	310.02	297.57	266.69	301.86	法非適用 処理区域内人口5百人未満
全国平均	257.99	253.04	256.97	273.73	271.15	
③施設利用率 (%)						
笛吹市	47.90	50.00	52.40	49.00	45.21	
甲府市	23.50	22.00	19.50	19.30	18.21	
南アルプス市	97.80	97.80	97.80	97.80	97.77	
身延町	42.90	46.90	46.90	49.00	46.94	
同規模都市平均	68.60	60.60	55.00	50.40	46.25	法非適用 処理区域内人口5百人未満
全国平均	52.10	55.20	60.90	52.80	49.87	
④水洗化率 (%)						
笛吹市	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
甲府市	91.10	90.60	94.50	96.50	94.87	
南アルプス市	88.70	89.00	88.90	95.30	91.79	
身延町	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
同規模都市平均	83.70	80.20	82.50	87.80	83.96	法非適用 処理区域内人口5百人未満
全国平均	86.20	86.60	86.90	87.30	87.54	
⑤使用料単価 (円)						
笛吹市	159.84	162.43	159.42	167.68	177.89	
甲府市	93.05	101.21	111.85	109.58	116.84	
南アルプス市	50.77	52.34	52.61	67.40	62.03	
身延町	177.51	166.79	159.82	162.38	152.61	
同規模都市平均	159.90	155.04	149.73	158.37	158.37	法非適用 処理区域内人口5百人未満
全国平均	153.67	154.20	155.86	156.03	156.03	

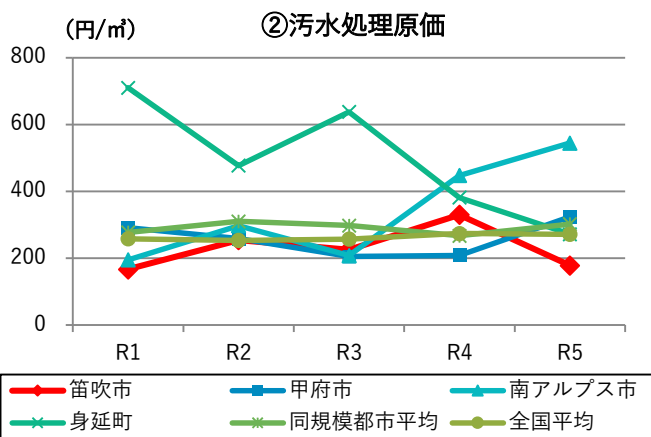


■評価基準■

・100%が目標

■分析結果■

・令和5年度は100%を達成することができたが、地方公営企業法の適用に伴う打ち切り決算によるものであり、今後の動向に注意が必要。
今後も維持を続ける努力が必要である。

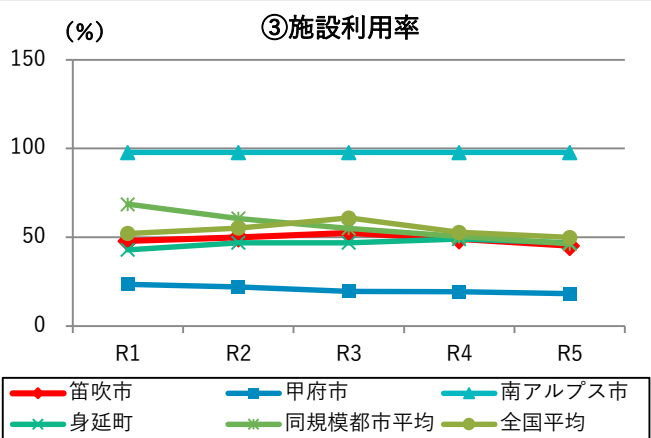


■評価基準■

・低いほど良い。

■分析結果■

・令和5年度で約178円/m³であり、近隣他市や全国平均などと比べても低く抑えることができた。

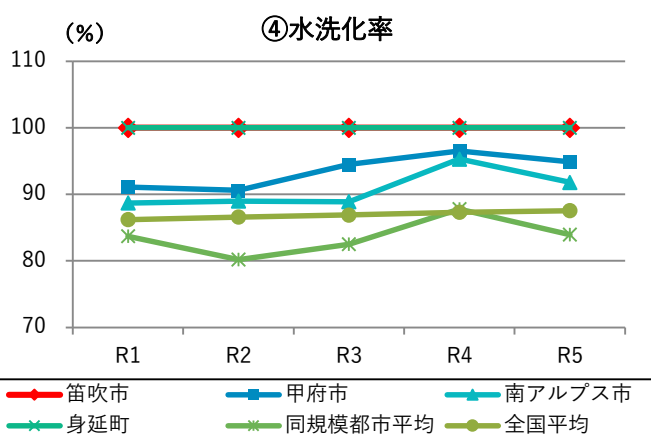


■評価基準■

・高いほど良い

■分析結果■

・全国平均と同程度の水準であるが、40%台であり、施設利用率は低いといえる。

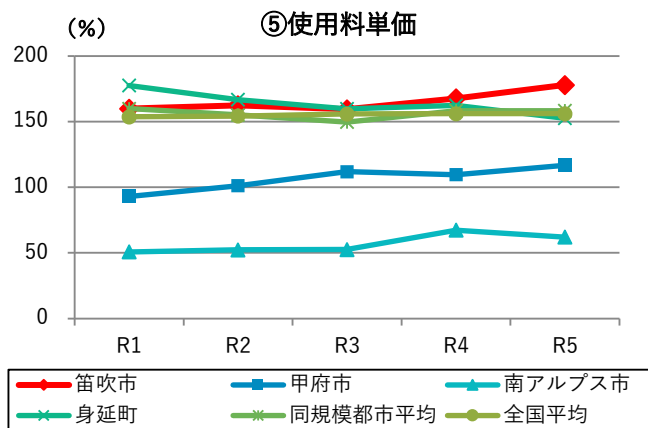


■評価基準■

・高いほど良い

■分析結果■

・100%であり、区域内全ての家屋が接続済である。近隣市及び全国平均より高く良好な状態である。



■評価基準■

・低い方が利用者にとっては良いが、経費回収率等の他の指標と組み合わせた判断が必要。

■分析結果■

・令和5年度で約177.89円/m³であり、近隣他市や全国平均と比べて高い。

第3章 将来の事業環境

(1) 水洗化人口の予測

(1)-1 公共下水道事業

公共下水道事業の将来水洗化人口は、市の将来人口の目標値と、今後下水道の管路整備の進捗を加味した処理区域内人口、及び水洗化率の向上を見込んで設定しました。

水洗化人口の設定フローを図 3-1に示します。

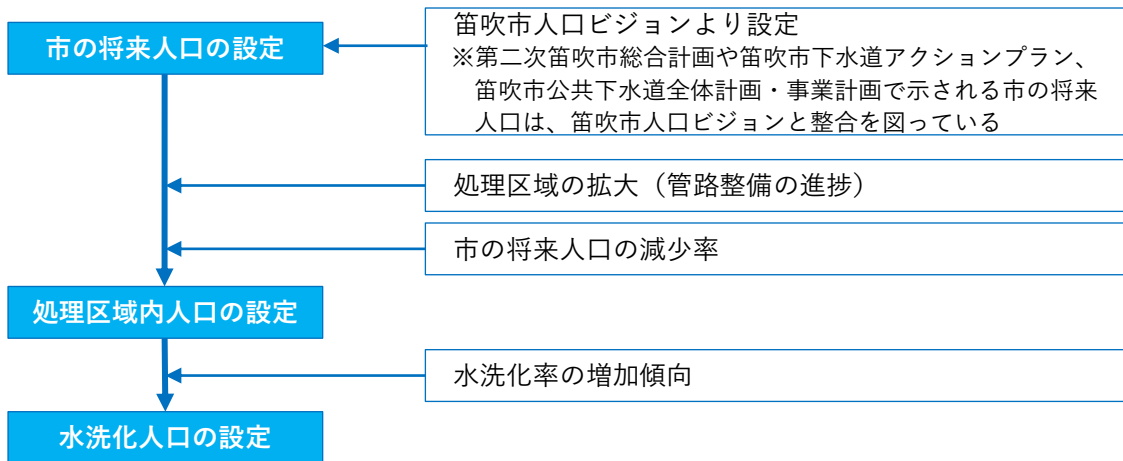


図 3-1 公共下水道事業の水洗化人口設定フロー

公共下水道事業の水洗化人口は、本市の将来人口の減少予測を反映し、緩やかな減少傾向と推計しています。また、経営戦略の目標年度である令和16年度には29,591人となる見込みです。

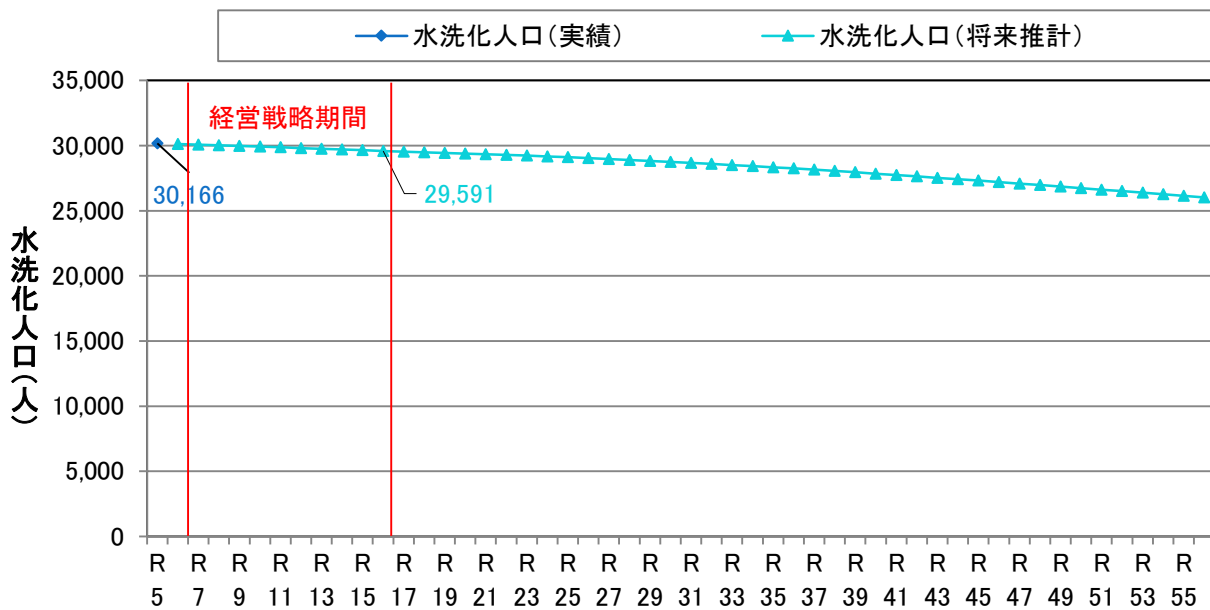


図 3-2 公共下水道事業の水洗化人口推計結果

(1)-2 農業集落排水事業

農業集落排水事業の将来水洗化人口は、公共下水道事業と同様に本市の将来人口の減少率に応じて設定することとしました。令和5年度の水洗化人口実績261人から、経営戦略目標年度の令和16年度には253人となります。

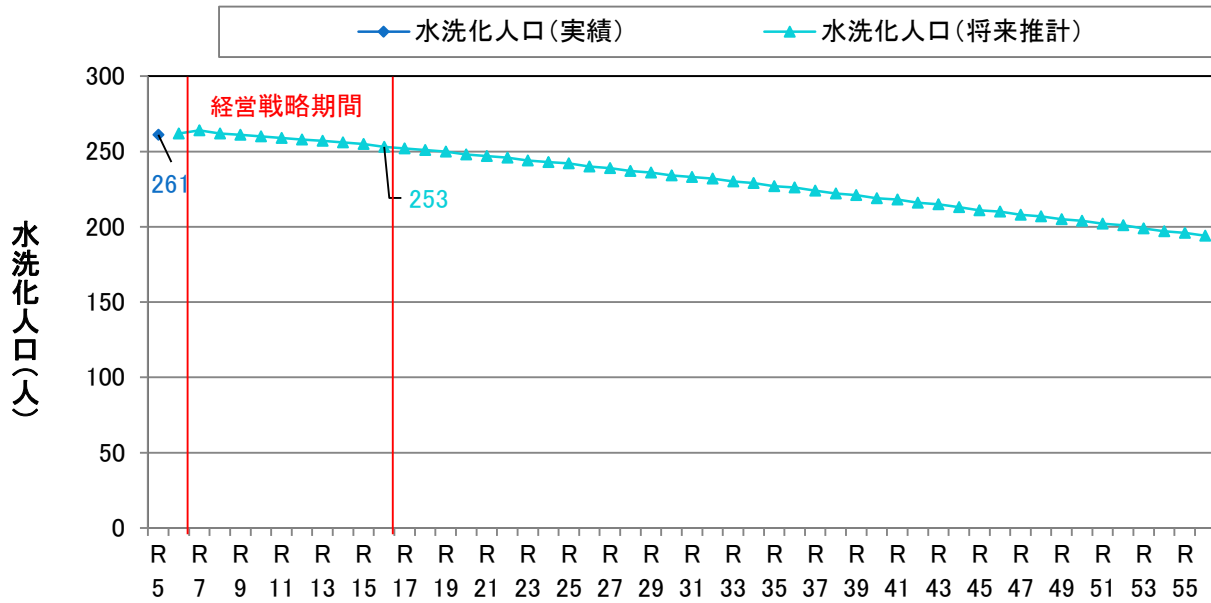


図 3-3 農業集落排水事業の水洗化人口推計結果

(2) 有収水量及び処理水量の予測

(2)-1 公共下水道事業

公共下水道事業の将来総処理水量は、「笛吹市公共下水道全体計画」で示される各汚水量原単位と、水洗化人口から算出しました。

将来有収水量は、令和5年度の公共下水道事業1人1日当たり有収水量0.440m³/日と図 3-2で示した将来水洗化人口から算出した水量に、近年の有収水量の推移状況を考慮して設定しました。

将来総処理水量と有収水量は、水洗化人口の減少に伴い緩やかに減少する見込みです。

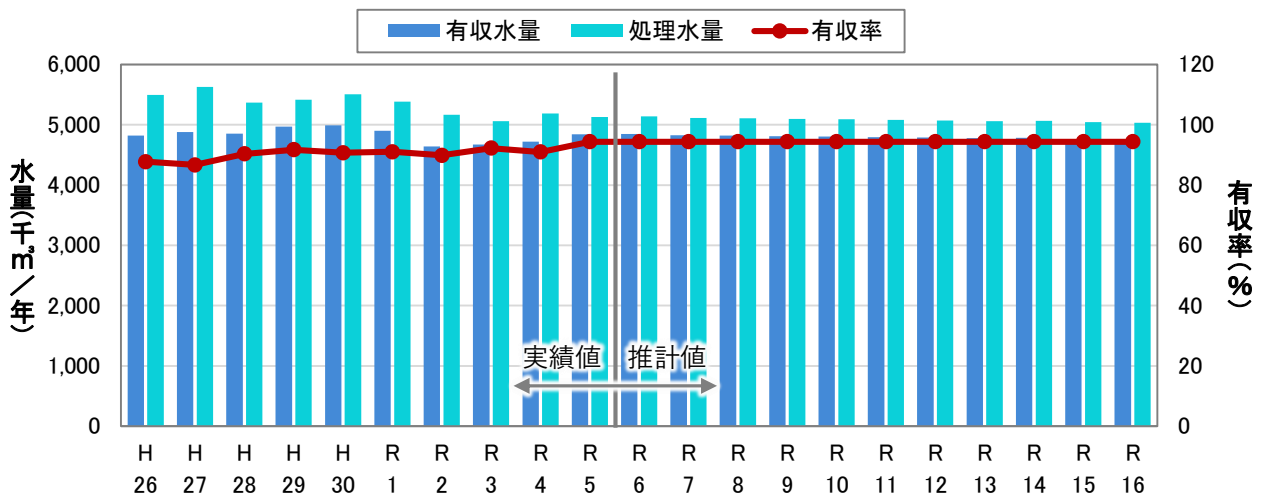


図 3-4 公共下水道事業の処理水量及び有収水量の推計結果

なお、総処理水量と有収水量は中長期的な動向についても検証を行っており、その結果を図 3-5、図 3-6に示します。

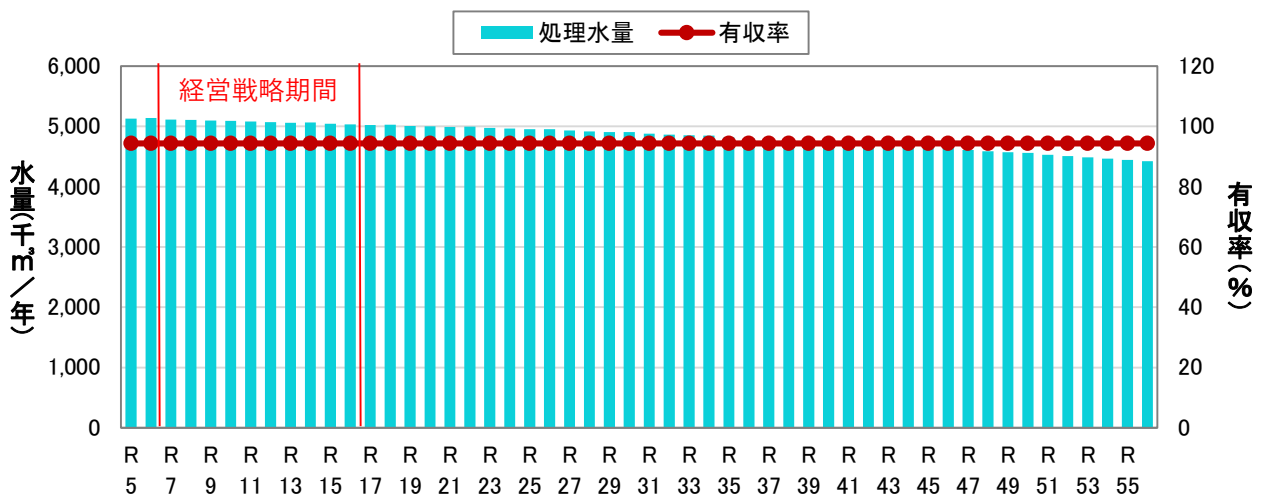


図 3-5 公共下水道事業の将来総処理水量の推計結果(長期予測)

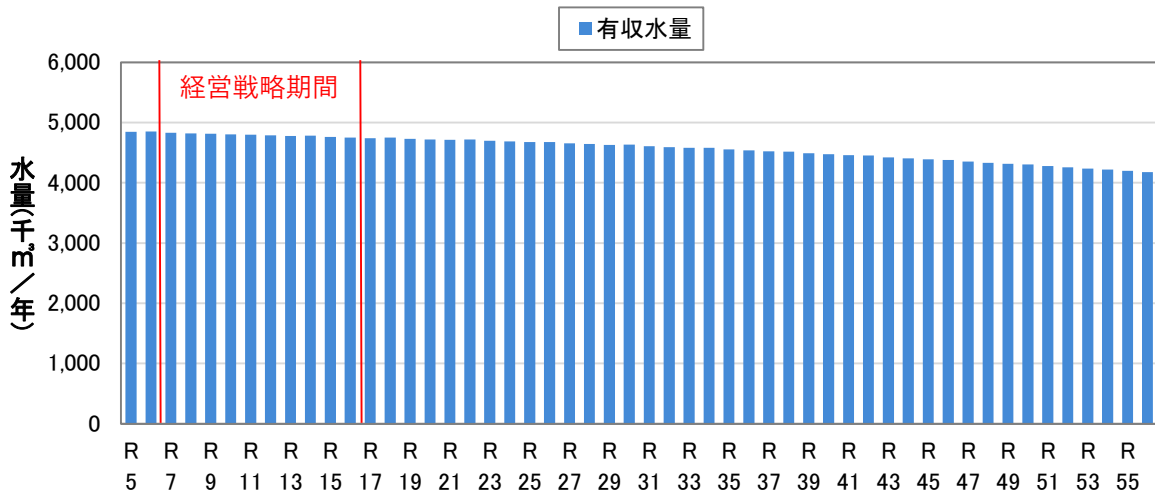


図 3-6 公共下水道事業の将来有収水量の推計結果(長期予測)

(2)-2 農業集落排水事業

農業集落排水事業の将来有収水量は、令和5年度の農業集落排水事業における1人1日当たり有収水量0.502m³/日と、図 3-3で示した将来水洗化人口から算出しました。また、有収率の実績が100%を超えていることから、将来処理水量は有収水量と同値と設定しました。

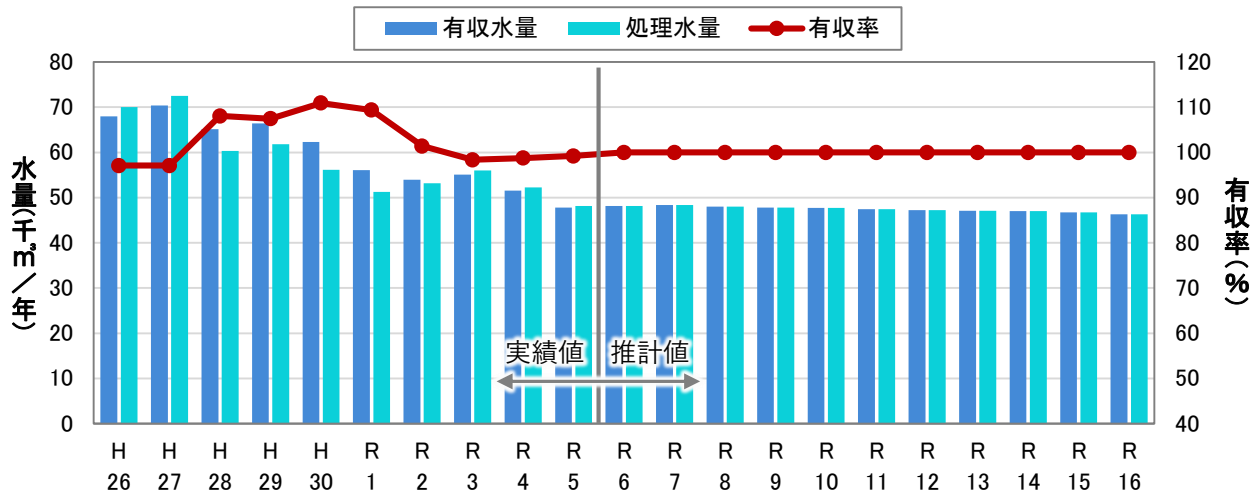


図 3-7 農業集落排水事業の処理水量及び有収水量の推計結果

公共と同様、総処理水量と有収水量は中長期的な動向についても検証を行っており、その結果を図 3-9、図 3-8に示します。

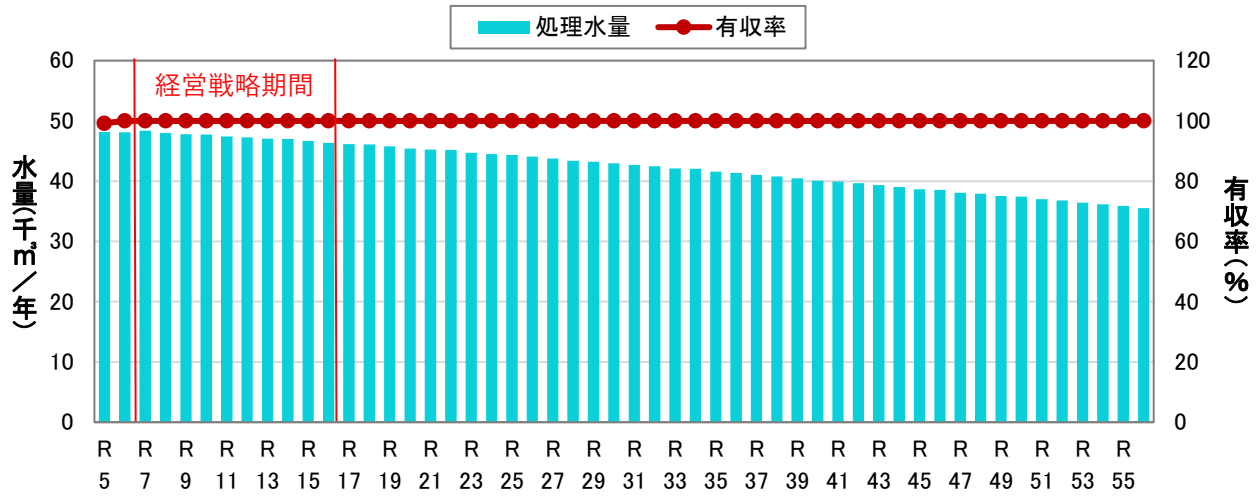


図 3-8 農業集落排水事業の将来総処理水量の推計結果(長期予測)

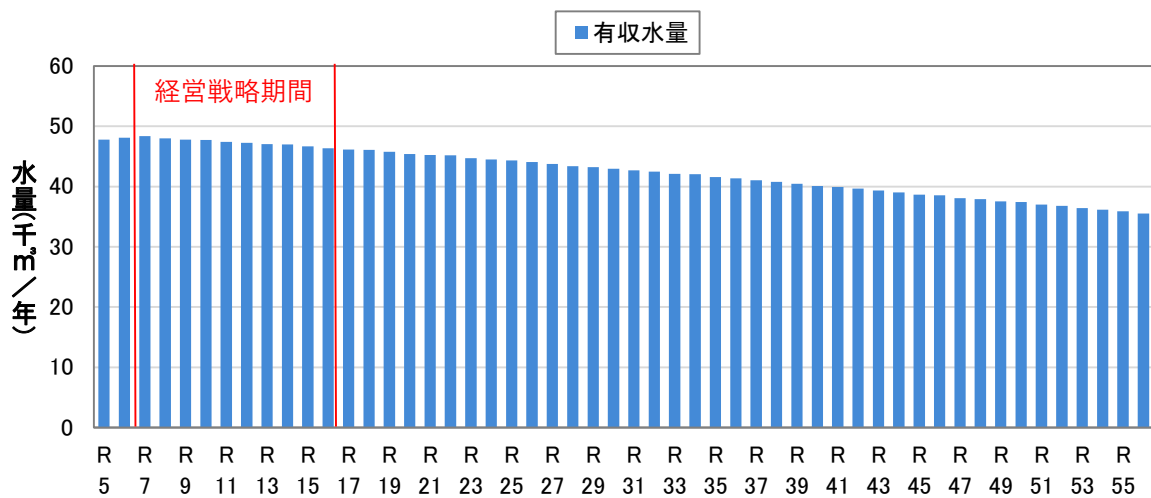


図 3-9 農業集落排水事業の将来有収水量の推計結果(長期予測)

(3) 使用料収入の見通し

(3)-1 公共下水道事業

公共下水道事業の使用料収入の見通しは、前述図 3-6で示した有収水量の推計値に、令和5年度の使用料単価131.5円/m³(税抜)を乗じて算定し、さらに令和8年度以降は改定率20%の使用料改定を見込んで予測しています。

使用料収入は、令和8年度に予定されている使用料金改定によって約1億円増加して約8.4億円(税込)となった後、有収水量の減少に伴って減少し、令和16年度には約8.2億円(税込)となる見通しです。

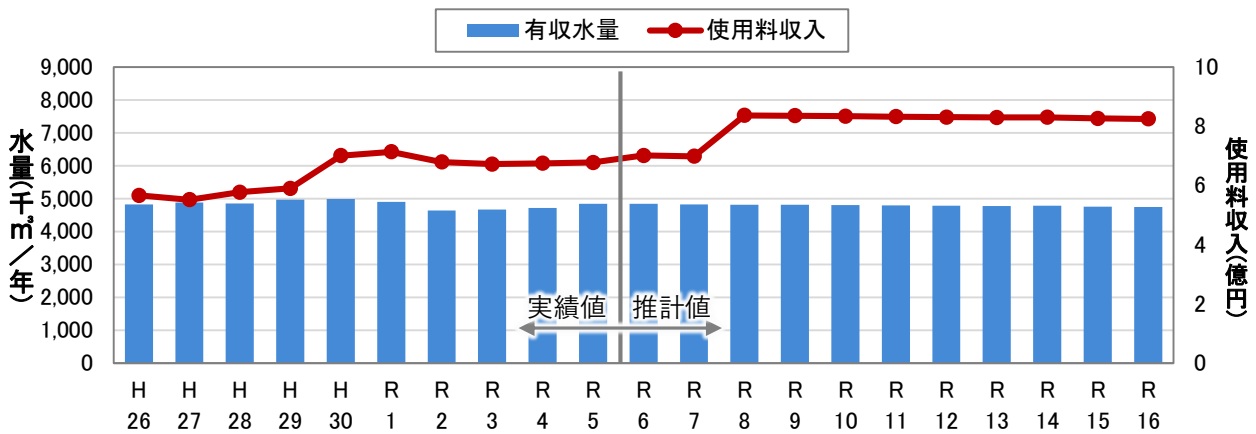


図 3-10 公共下水道事業の使用料収入推計結果

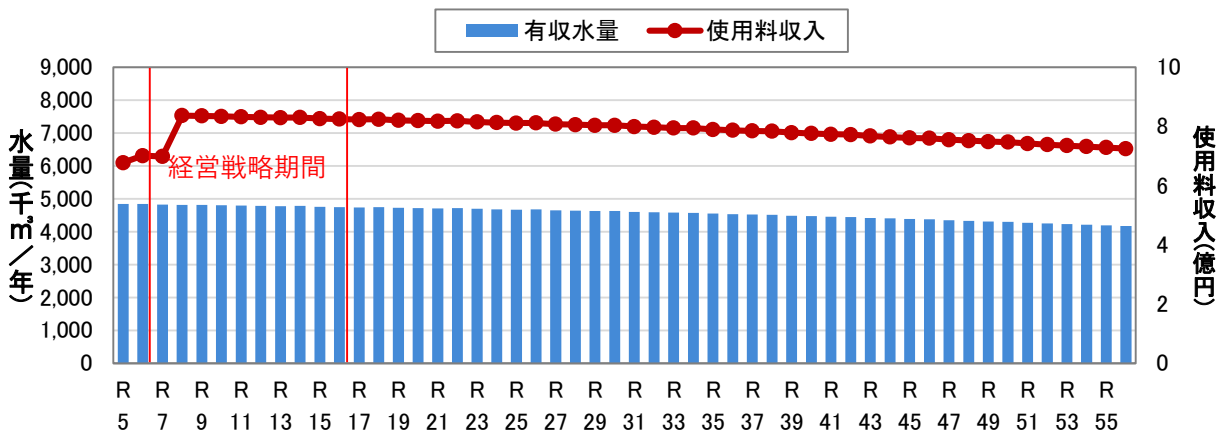


図 3-11 公共下水道事業の使用料収入推計結果(長期予測)

(3)-2 農業集落排水事業

農業集落排水事業の使用料収入の見通しは、前述図 3-9で示した有収水量の推計値に、令和5年度の使用料単価161.1円/m³(税抜)を乗じて算出しました。

有収水量の減少に伴い、使用料収入は年々減少し、令和16年度の使用料収入は820万円(税込)となる見通しです。

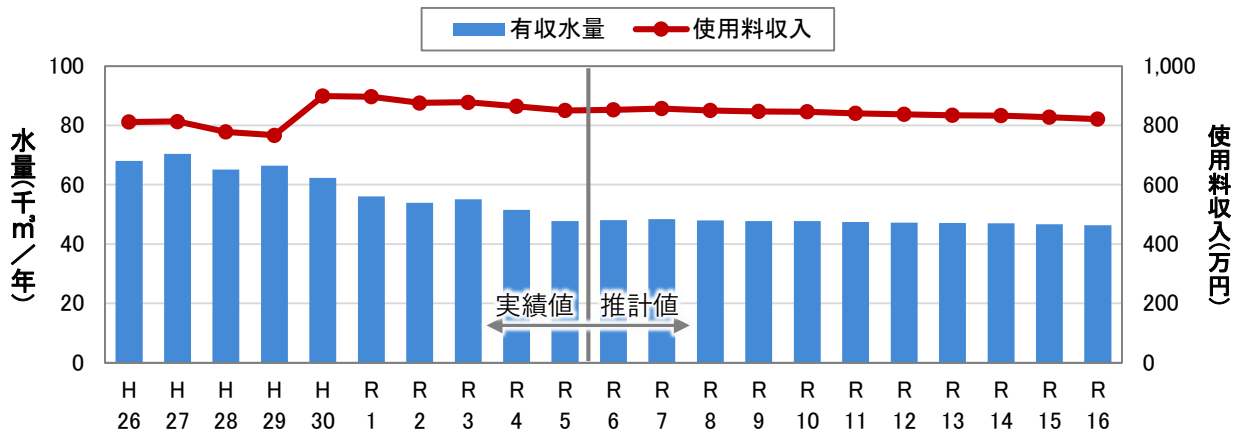


図 3-12 農業集落排水事業の使用料収入推計結果

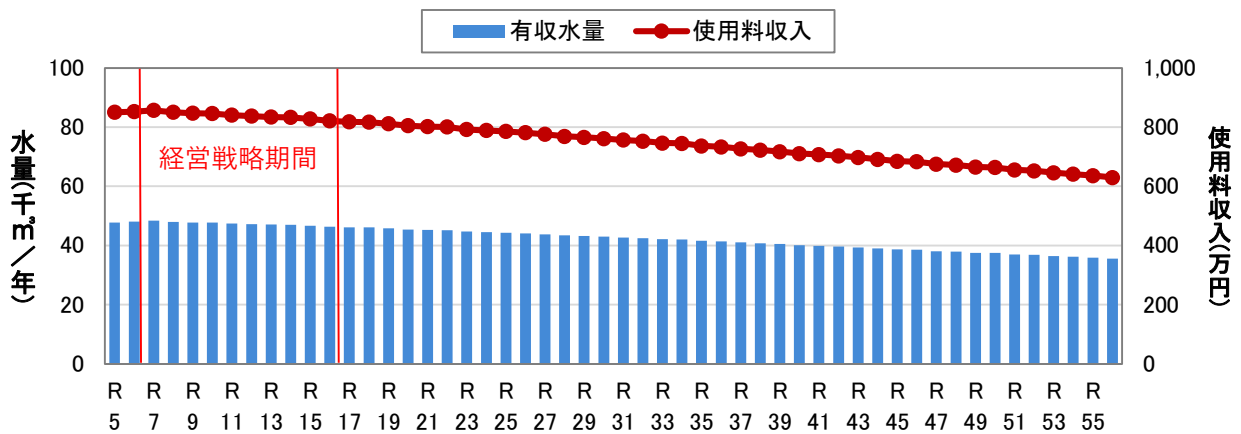


図 3-13 農業集落排水事業の使用料収入推計結果(長期予測)

(4) 施設の見通し

(4)-1 公共下水道事業

公共下水道事業で現在保有する資産を以下に示します。

①管路施設

	管種別				計
	コンクリート管	塩ビ管	PP管	その他	
管路施設	3,067	391,518	4,900	4,302	403,787

(令和6年4月現在)

②マンホールポンプ場

	地区別 マンホールポンプ 箇所数						計
	石和	御坂	一宮	八代	境川	春日居	
マンホールポンプ場	19	11	20	14	30	10	104

(令和6年4月現在)

※1箇所当たりマンホールポンプ2台

マンホールポンプ台数は2台×104箇所 = 208台

③マンホールの鉄蓋

マンホールの鉄蓋設置箇所数：16,252箇所

施設の耐用年数については、マンホールの躯体・管路50年、マンホールの鉄蓋・マンホールポンプ15年とされていますが、現場の状況により、耐用年数を待たずに修理交換の必要な状況が多数発生しており、多額の維持管理費等が必要となります。

また、管路工事は昭和54年から行っており、当初整備した施設は約40年が経過し、令和12年頃から布設替えの時期を迎えることになります。

今後の改築・更新に備えて、今から計画的な点検・調査や改築・更新を進める必要があることから、本市では令和元年度に「笛吹市公共下水道ストックマネジメント計画」を策定しました。

今後はこの計画に沿って、新たな点検や調査の手法を調査しながら施設のマネジメントを行い、施設の機能維持に努めていきます。

(4)-2 農業集落排水事業

農業集落排水事業で現在保有する資産を以下に示します。

①管路施設

区分		保有量
農業集落排水	処理区	管路延長 (km)
	上芦川地区	3.2
	中芦川・新井原地区	6.6
	鶯宿地区	3.2
合計		13.0

(令和6年4月現在)

②マンホールポンプ場

区分	保有量
マンホールポンプ21か所	42台

(令和6年4月現在)

③処理施設

No	施設名称	管理運営	建築年度	経過年数	構造	延べ床面積 (㎡)
1	上芦川処理施設	市の直接管理	H10	26年	鉄骨鉄筋 コンクリート造	123
2	中芦川処理施設		H12	24年		126
3	鶯宿処理施設		H12	24年		113

(令和6年4月現在)

農業集落排水施設は平成7年から平成12年にかけて整備を行いましたが、供用開始から約30年が経過しています。

これらの施設の改築・更新費用について、整備時の事業費と耐用年数を基に概算で算定していますが、処理場やマンホールポンプ等の設備系設備を中心に改築・更新が必要となる時期を迎えています。

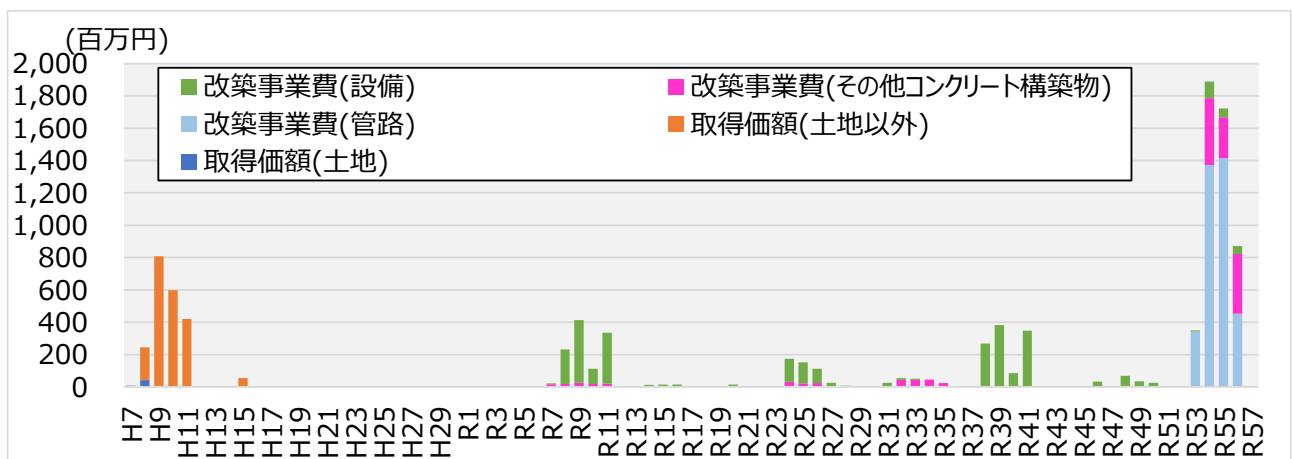


図 3-14 農業集落排水事業 改築・更新事業費の概算

本市の農業集落排水事業は、芦川地区の環境保全について、重要な役割を担っており、今後も引き続き事業を持続することが必要と考えます。

このことから、農業集落排水事業については、老朽化が進む施設に対して、速やかに改築・更新を進める方針としています。

しかし、町内の人口が350人を下回っているながら、現存する処理施設の規模は、1,080人の想定で整備されており、計画の1/3まで減少しています。そのため、施設の集約化などを図りながら事業を進めていきます。

処理施設やマンホールポンプについては、令和元年度に実施した「農業集落排水施設最適整備構想」に基づき、既存の状態での事業運営を行いながら、計画的な点検・調査や改築・更新を行います。管路施設については、新たな点検や調査の手法を調査しながら、必要な時期に改築・更新を実施します。

(5) 組織の見通し

料金徴収業務の民間委託を導入してきたことや、業務の効率化に努めてきたことにより、職員数は減少してきました。しかし、今後は新規の下水道整備に加えて、建設した施設の維持管理や改築・更新にも注力していく必要があり、今以上に効率的な事業運営を行う必要があります。

そのため、各種施策に必要な職員数の確保、技術の継承、組織体制の効率化・強化に努めていくとともに、必要に応じてさらなる民間委託も推進していきます。

第4章 経営の基本方針

(1) 本市の総合計画

本市では、平成29年度に「第二次笛吹市総合計画」を策定し、市の将来像である「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けて、「幸せ実感 ところ豊かに暮らせるまち」、「幸せ実感 にぎわいあふれるまち」、「幸せ実感 100年続くまち」を3つの基本目標と定め、市の運営に取り組んでいます。

また、令和2年度の第二次笛吹市総合計画実施計画において、下水道事業は、「基本目標3 幸せ実感 100年続くまち」の中で、「ストックマネジメント実施方針策定」、「公共下水道整備事業」、「公共下水道維持管理事業」、「農業集落排水事業」を事業計画として位置付けています。

基本目標1 幸せ実感 ところ豊かに暮らせるまち

基本目標2 幸せ実感 にぎわいあふれるまち

基本目標3 幸せ実感 100年続くまち

施策3.1 将来を見据えた土地利用を推進するまちづくり

施策3.2 安全、安心で災害に強いまちづくり

- 災害に強い上下水道の整備
(ストックマネジメント実施方針策定)

施策3.3 快適な生活環境づくり

- 効率的な排水管理の推進
(公共下水道整備事業、公共下水道維持管理事業、農業集落排水事業)

施策3.4 市民が起点、地域社会を支える協働のまちづくり

施策3.5 将来を見据えた行財政づくり

図 4-1 笛吹市第二次総合計画の体系(抜粋)

(2) 下水道事業の基本方針及び施策の内容

(2)-1 下水道事業の基本方針

「第二次笛吹市総合計画」で示される基本方針及び施策を参考に、下水道事業の今後の取組内容を組み合わせ、下水道事業の基本方針を以下のとおり設定しました。

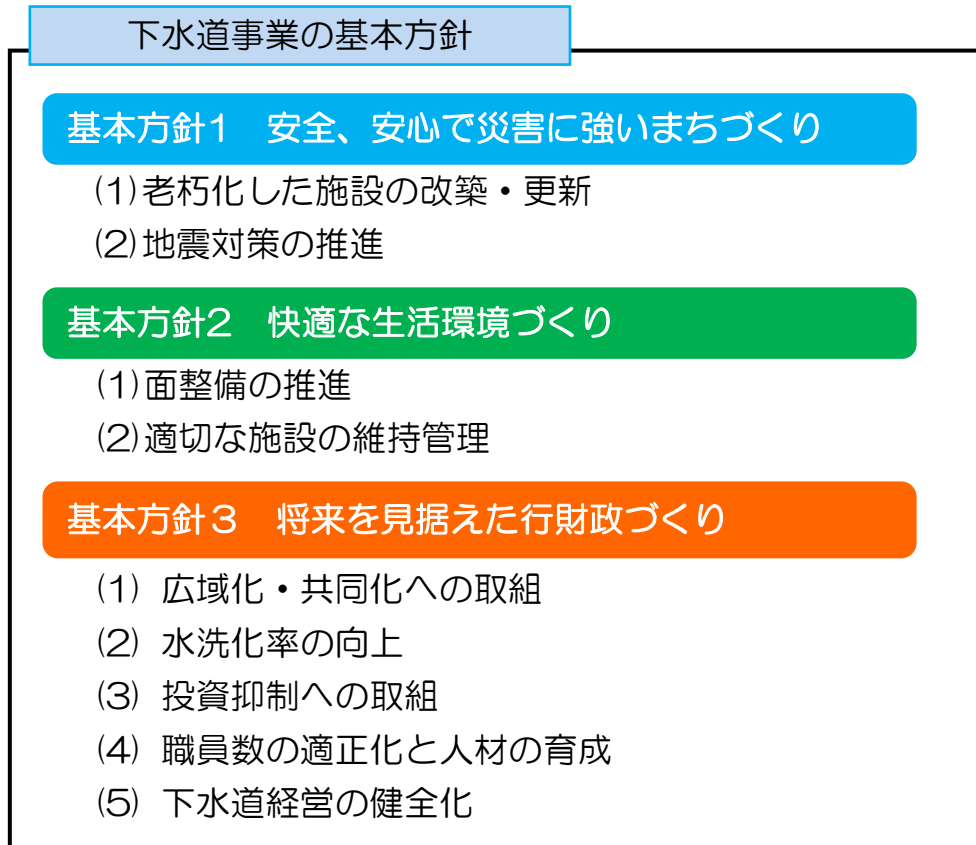


図 4-2 下水道事業の基本方針

(2)-2 下水道事業の基本方針における具体的な施策内容

基本方針1 安全、安心で災害に強いまちづくり

日常生活の利便性を高め、災害時の交通確保、幹線道路の整備と維持管理に取り組みます。

また、大規模地震や集中豪雨などの自然災害の発生が危惧される中で、市民の安全を守るため、国、県への河川の改修要望と計画的な改修に努めます。

基本方針1-(1) 老朽化した施設の改築・更新

本市の公共下水道事業が管理する下水道施設において、マンホールの躯体・管路50年、マンホールの鉄蓋・マンホールポンプ20年とされていますが、現場の状況により、耐用年数を待たずに修理交換の必要な状況が多数発生しております。

また、管路やマンホールポンプの整備は昭和54年から行っており、当初整備した施設は約40年が経過し、令和12年頃から布設替えの時期を迎えることとなります。

今後の改築・更新に備えて、今から計画的な点検・調査等を進める必要があることから、本市では令和元年度に「笛吹市公共下水道ストックマネジメント計画」を策定し、その後見直しを行っています。

今後はこの計画に沿って、新たな点検や調査の手法を調査しながら施設のマネジメントを行い、施設の機能維持に努めていきます。

また、本市の農業集落排水施設は、平成7年から平成12年にかけて整備を行ってきたため、供用開始から約20年が経過しています。

処理施設やマンホールポンプについては、令和元年度に策定した「農業集落排水施設最適整備構想」に基づき、改築・更新を行います。

管路施設については、必要な時期に改築・更新を実施する方針です。

基本方針1-(2) 地震対策の推進

本市では平成20年度に「笛吹市地震対策緊急整備計画（第1期）」が策定され、防災対策本部の市役所からの外水を受ける管路、第一次緊急輸送路に布設される管路を対象に耐震化対策が行われてきました。平成26年度に「笛吹市下水道総合地震対策計画（第2期）」を、令和4年度に「笛吹市総合地震対策計画（第3期）」を策定し、これに基づき、令和5年度からの地震対策事業を効率的に遂行しています。

「第3期計画」では令和5年度から令和9年度までの短期計画期間において、緊急輸送路下に埋設されている管路とマンホールトイレの整備計画施設の排水を受ける管路から、流域幹線接続地点までの流下機能を確保することを目標としており、それ以降についても、その他の施設の地震対策を段階的に進めていきます。

基本方針2 快適な生活環境づくり

本市の自然環境を次世代に引き継ぐため、温暖化や自然災害の原因となる温室効果ガスの排出抑制や循環型社会の構築に向け、市民、団体、事業者、行政の協働による環境保全を推進します。

また、本市の美しい環境を保全するために、効率的な下水道整備を図ります。

基本方針2-(1) 面整備の推進

本市の汚水は、公共下水道事業と農業集落排水事業の2つの事業により処理されています。

このうち、農業集落排水事業の面整備はすでに完了していますが、公共下水道事業における整備率は令和5年度末時点で約66%（整備済面積2,087ha/全体計画区域3,142ha）に留まっているため、今後、下水道未普及地域への下水道整備を継続的に推進し、市民の生活環境の向上や公共用水域の保全を図ります。

基本方針2-(2) 適切な施設の維持管理

本市が管理する下水道施設については、今後老朽化が進んでいくことが懸念されるため、ストックマネジメント計画等に基づき、計画的な調査・点検などの維持管理を実施し、施設の状況把握を進めるとともに、適切な修繕等を実施し、施設の機能維持を進めていきます。

基本方針3 将来を見据えた行財政づくり

高度化、多様化する市民ニーズに的確に対応し、限られた行政資源により効率的かつ戦略的な行財政運営を行うため、自主財源の安定的な確保や効率的な財源配分に努め、適切な評価を行ったうえで、施策を展開します。

基本方針3-(1) 広域化・共同化への取組

国や県が主催する広域化・共同化に関する勉強会や研修会に積極的に参加し、最新の情報や事例を学んでいます。

また、近隣市の広域化・共同化の導入状況や取組事例を参考にしながら、自地域における課題や特性を踏まえた最適な方策を検討しています。これらの取組を通じて、効率的かつ持続可能な運営体制の構築を目指してまいります。

基本方針3-(2) 水洗化率の向上

本市の水洗化率は令和5年度現在で73.7%となっており、処理区域内の市民の多くに、下水道に接続いただいております。しかしながら、約26%の未接続世帯が残ることから、さらに水洗化

率を向上させることで、よりよい生活環境・水環境を創り出し、公共下水道事業を成長させていくことが可能といえます。

下水道接続を支援する補助制度のさらなる活用や、下水道利用の必要性について市民の理解を促す広報活動を行い、水洗化を促進していきます。

基本方針3-(3)投資抑制への取組

今後、下水道事業で建設投資を行う際には、費用対効果を考慮しながら、事業量や事業費を検証し、必要に応じて対象施設や規模の見直しを行うことにより、投資抑制に取り組みます。

また、改築・更新事業においては、予防保全型維持管理の導入により、ライフサイクルコストの削減を図るものとします。

基本方針3-(4)職員数の適正化と人材の育成

下水道の安定したサービスを提供するためには、職員数の確保及び知識・技術の習得と向上に尽力し、パフォーマンスを高めることが重要です。

今後は、改築・更新事業や維持管理に関与する職員の確保に努めます。

また、人材の育成としては、下水道関連分野の諸協会・企業の技術講習会を活用して最新の知識・技術を習得しながら、公営企業部内で情報交換を実施し、世代間での技術継承や部署間の知識共有・技術協力を促進するなど、職員全体の能力向上に努めます。

基本方針3-(5)下水道経営の健全化

下水道事業は、独立採算を求められる公営企業であり、適正な費用負担の考えに基づき、下水道使用料の水準を適正なものとし、一般会計に過度に負担を強いらぬことが求められます。

本市の下水道事業においても、今後、経営戦略の見直しに際して、下水道使用料の在り方について検討を行い、下水道使用料を適正な水準とするための取組を行います。

また、その際には、下水道事業の経営環境や整備に至る経緯等を踏まえ、利用者に過度な負担を強いないよう、審議会等で有識者や利用者代表の意見に配慮したものとします。

第5章 投資・財政計画

下水道事業の目的である、快適で衛生的な生活環境への改善、公共用水域の水質保全を今後も遵守し、将来にわたり健全な下水道経営を行うためには、下水道の整備を推進するとともに、老朽化した施設・設備・管路の維持管理や改築・更新を行う必要があります。

一方で、水洗化人口は近い将来減少傾向に転じることが予測されているため、使用料収入は減少していく見込みです。

これらの状況を踏まえ、下水道事業の投資及び財源について長期的な試算を行い、投資・財政計画を策定しました。

(1) 建設改良費の投資額及び財源

建設改良費は、新規の管路整備や施設の改築・更新、下水処理場での工事などにかかる費用となります。

(1)-1 公共下水道事業

①建設改良費の整理

建設改良費は、今後10年間で約54億円の費用が必要となる見込みです。

内訳は、整備区域の拡大に伴う未普及対策の費用が約24億円、既設の管渠やマンホールポンプ等の老朽化対策にかかる費用が約14億円、地震対策のための施設耐震化に約2億円、流域下水道建設負担金が約14億円となっています。

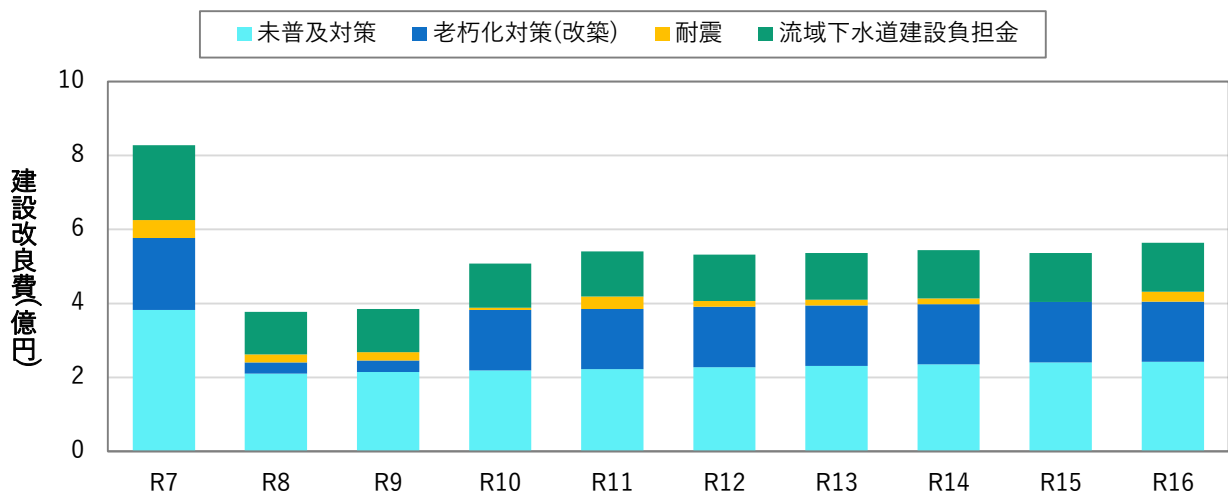


図 5-1 公共下水道事業の今後の建設改良費

②建設改良費の財源

建設改良費の財源については、今後10年間で、国庫補助金が約7億円、建設企業債が約42億円、受益者負担金が約2億円、工事負担金が約0.8億円、内部留保資金が約2億円となります。

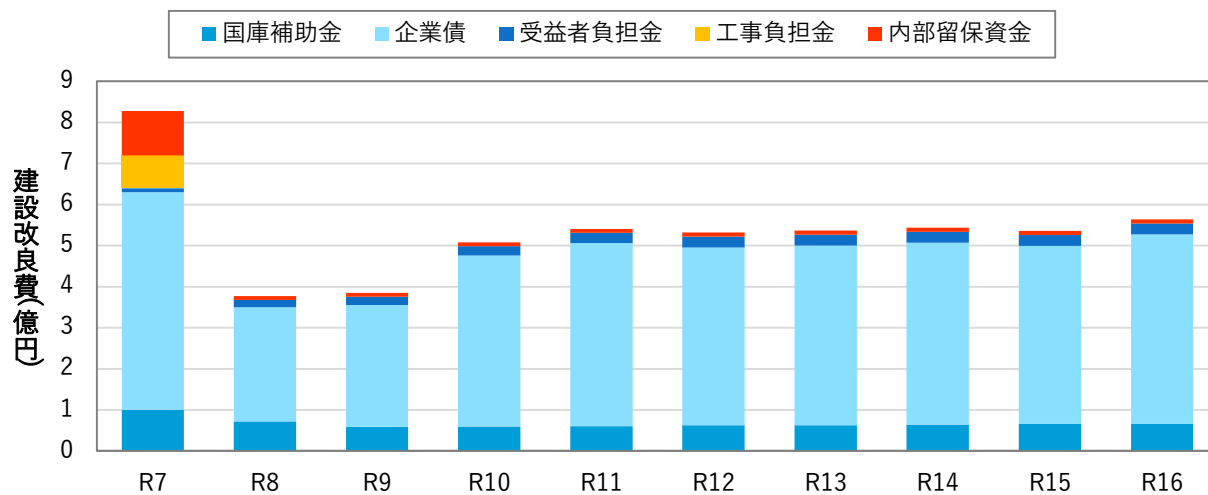


図 5-2 建設改良費の財源内訳

(1)-2 農業集落排水事業

①建設改良費の整理

建設改良費は、今後10年間で老朽化対策の費用は、約3億円が必要となる見込みです。

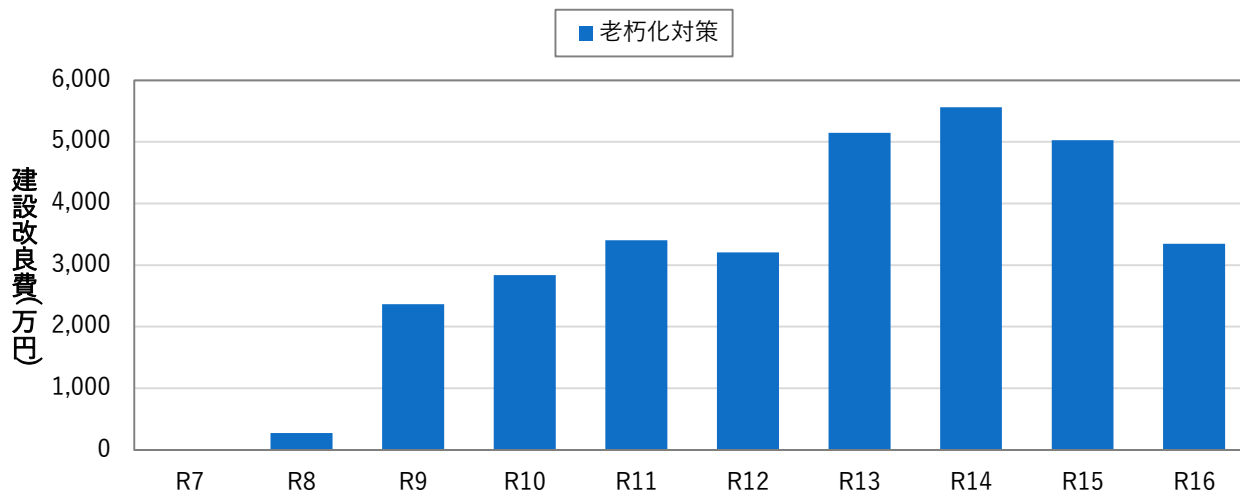


図 5-3 農業集落排水事業の今後の建設改良費

②建設改良費の財源

建設改良費の財源については、今後10年間で、国庫補助金が約1.5億円、企業債が約1.5億円、内部留保資金が約200万円となります。

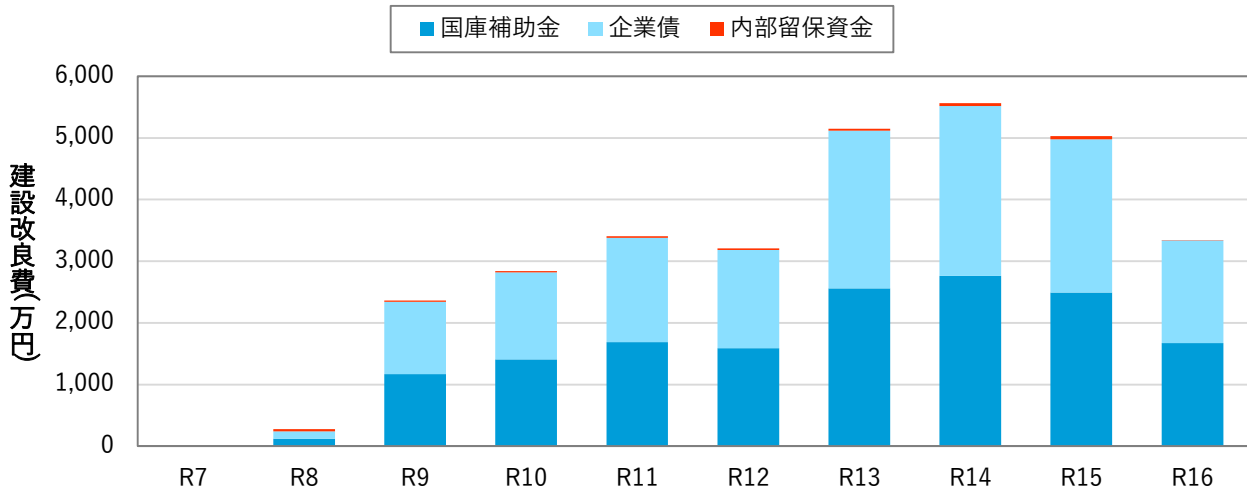


図 5-4 建設改良費の財源内訳

(2) 維持管理にかかる費用

(2)-1 公共下水道事業

維持管理費は、下水処理場で汚水を処理する費用や、施設の維持管理、修繕の費用で、今後10年間で約65億円の費用が必要となる見込みです。

内訳は、下水道管渠の維持管理に係る管渠費が約10億円、下水道事業全体の運営にかかる総係費が約8億円、県の下水処理場で汚水を処理するための費用である流域下水道維持管理負担金が約50億円となっています。

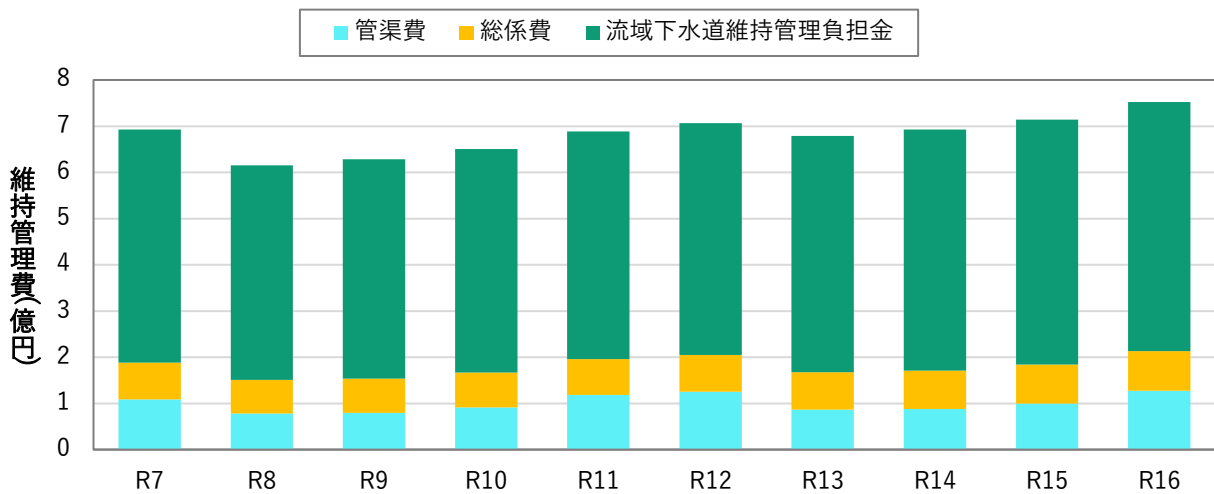


図 5-5 公共下水道事業の今後の維持管理費

(2)-2 農業集落排水事業

今後10年間で、下水処理場等の維持管理費である管渠施設費が約1.3億円、総係費が約0.7億円となっています。

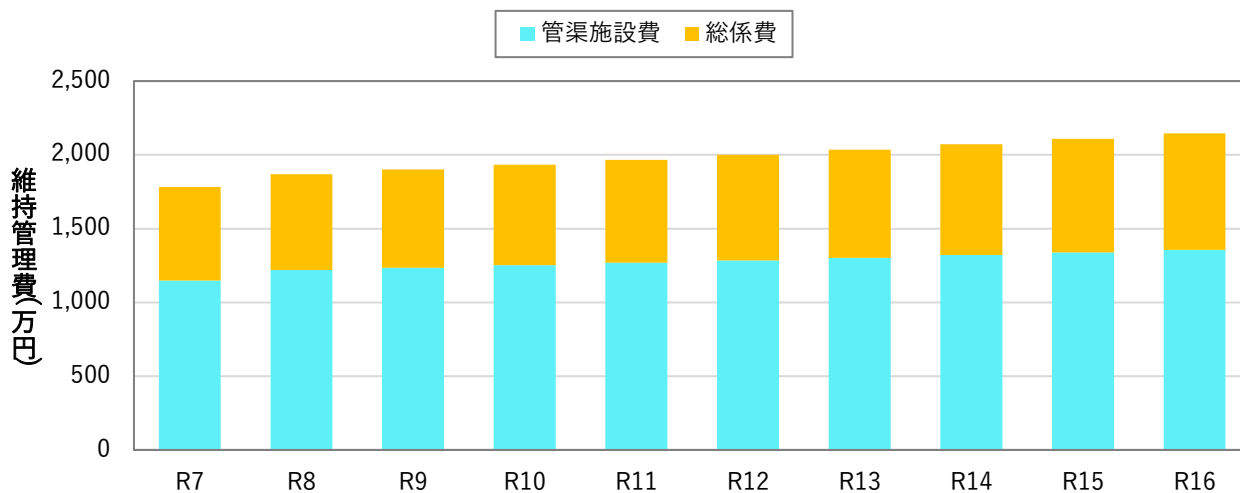


図 5-6 農業集落排水事業の今後の維持管理費

(3) 財政シミュレーションの設定条件

(3)-1 物価上昇・人件費上昇について

物価上昇の上昇率は、「中長期の経済財政に関する試算」（内閣府：令和6年1月22日、以下「内閣府予測」とする。）にて設定されている「ベースラインケース」の上昇率である2%を、今後10年間は見込むものとしします。

今後10年間以降の中長期的な物価上昇は、経済動向等が不透明であるため、過去の実績に基づき、1.1%を見込むものとししました。

人件費の上昇については、人事院の職員給与に関する勧告に基づき設定し、今後10年間は上昇が著しいここ2年間の平均の比率から2.5%と設定し、物価上昇と同様に今後10年間以降の中長期的な上昇については、過去の実績から0.8%を見込んでいます。

(3)-2 企業債償還条件

企業債償還金(元金・利息)については、過年度起債分(令和5年度起債分まで)に、将来起債分に対する予測額を加算して算定します。

将来分の企業債償還額の算定には、企業債の起債額に対し、以下の償還条件を設定します。

項目	算定方法
① 償還方法	元金均等方式
② 償還期間	30年
③ 据置期間	1年
④ 年金利	2.00% (直近の実績等に基づき設定)

(3)-3 使用料改定に関する前提条件

本市の公共下水道事業では、令和8年度に20%の使用料改定を予定しており、そのため、投資・財政計画を策定するにあたり、改定率を見込んだ財政シミュレーションを実施します。

また、農業集落排水事業については使用料の改定を予定していないため、現在の使用料を維持することを見込んだ財政シミュレーションを実施します。

(4) 投資・財政計画

令和8年度に改定率20%の使用料改定を予定しているため、これを反映し、将来の投資や財源の試算結果を基に財政シミュレーションを実施し、下水道事業の今後の経営状況を評価しました。

(4)-1 公共下水道事業の今後の方針

下水道事業は、水洗化という利用者の利便性向上だけでなく、公共用水域の水質保全といった、公共の利益を追求する事業であることから、財源の一部を一般会計からの繰入金によって賄い、運営されています。

本市の公共下水道における投資・財政計画における検討を行った結果、新規の管路整備や老朽化した施設の改築・更新、耐震化事業などの建設に関する事業と、汚水の処理や修繕などの維持管理に関する経費に対して、令和7年度から令和16年度までの10年間で、一般会計より約85億円の繰入金が必要となる見通しです。

新規の管路整備や老朽化した施設の改築・更新、耐震化事業などの事業は、下水道の処理人口を増やし、下水道施設を健全に維持して後世に引き継ぐために必要な事業です。これらについては、計画的に事業を実施することでより一層の効率化に努め、一般会計繰入金を減少させるよう努力を行っていきます。

なお、使用料で賄うべき経費に対して使用料収入が占める割合を示す経費回収率については、令和8年度に笛吹市が予定している使用料改定（改定率20%を想定）を行うことにより、現状よりも経営状況は改善される見通しです。

1) 公共下水道事業における収益的収支の動向

収益的支出については、管渠費や総係費、支出の大きな部分を占める流域下水道維持管理負担金は物価や人件費の上昇により増加するものの、減価償却費、支払利息等は減少していく見通しで、総額ではほぼ横ばいで推移する見通しです。

収益的収入のうち、下水道使用料につきましては、令和8年度に使用料の改定を見込んでいるため一時的に増加するものの、それ以降は有収水量の減少により緩やかに減少する見込みです。また、一般会計繰入金は支出の動向に影響を受けるため、収益的収入も収益的支出と同様に横ばいとなる見通しです。

表 5-1 収益的収支の見通し(公共下水道事業)

単位：億円

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	期間計
収益的収入	19.4	18.5	18.6	18.6	18.9	18.9	18.5	18.5	18.6	18.8	168.5
収益的支出	19.4	18.2	18.2	18.3	18.5	18.5	18.1	18.1	18.2	18.5	165.6
当年度純利益	0.0	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	-

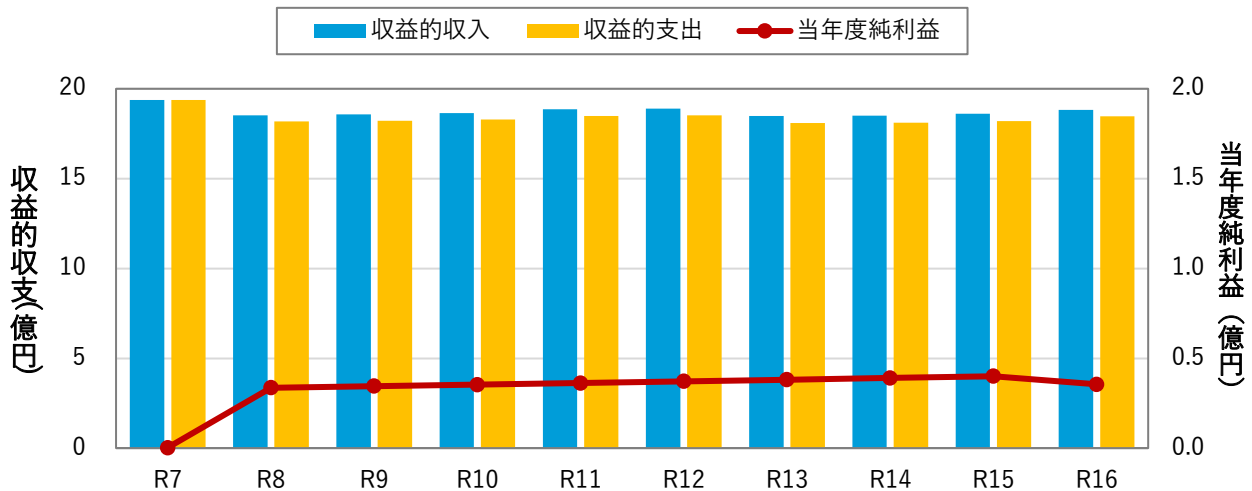


図 5-7 収益的収支の見通し(公共下水道事業)

2) 公共下水道事業における資本的収支の動向

資本的収支は、企業債償還金の動向に大きく影響を受けます。

資本的支出については、建設改良費や企業債償還金が大部分を占めておりますが、これまでに比べるとその規模は大きく減少する見通しです。

資本的収入に関しましては、令和8年度から令和11年度にかけて企業債償還金の額が比較的大きいため、資金的な不足を補うために資本的収入の基準外繰入金が必要となる見込みです。しかしながら、令和12年度以降は企業債償還金が急激に減少することから、資本的収入の基準外繰入金を計上する必要がなくなり、下水道事業内で留保される内部留保資金が増加する見通しです。

表 5-2 資本的収支の見通し(公共下水道事業)

単位：億円

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	期間計
資本的収入	11.1	6.5	5.9	8.5	6.2	5.7	5.8	5.8	5.7	6.0	61.1
資本的支出	18.5	13.7	13.2	15.8	13.5	12.6	12.2	11.7	11.3	11.2	122.5
補填財源残高	8.3	8.3	8.3	8.2	8.2	8.6	9.4	10.7	12.3	14.2	-

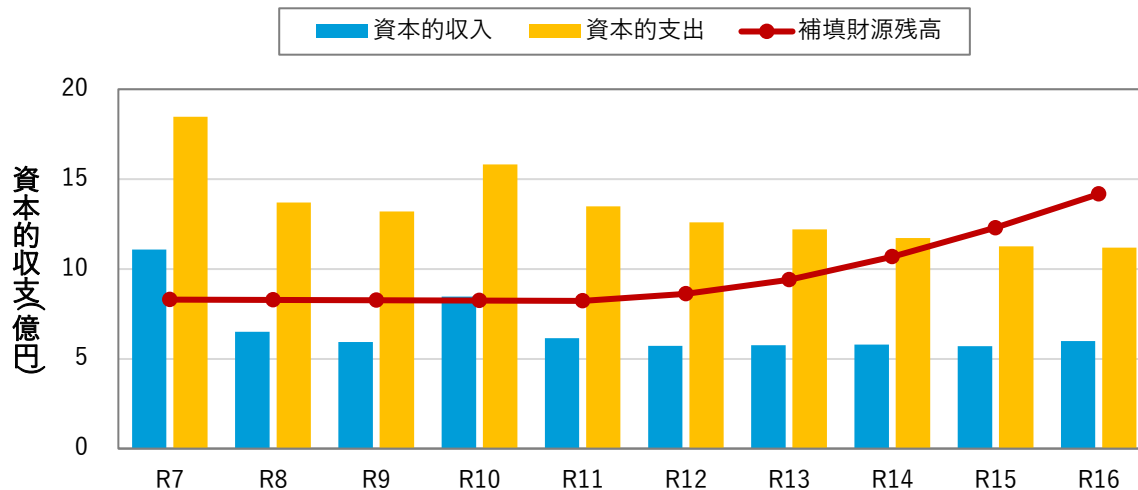


図 5-8 資本的収支の見通し(公共下水道事業)

3) 公共下水道事業における経費回収率の動向

令和8年度に改定率20%の改定を見込んだ結果、使用料単価が157.8円/m³まで増加し、経費回収率は概ね100%を上回る状態で推移する見込みです。

表 5-3 経費回収率の見通し(公共下水道事業)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経費回収率(%)	90.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.3

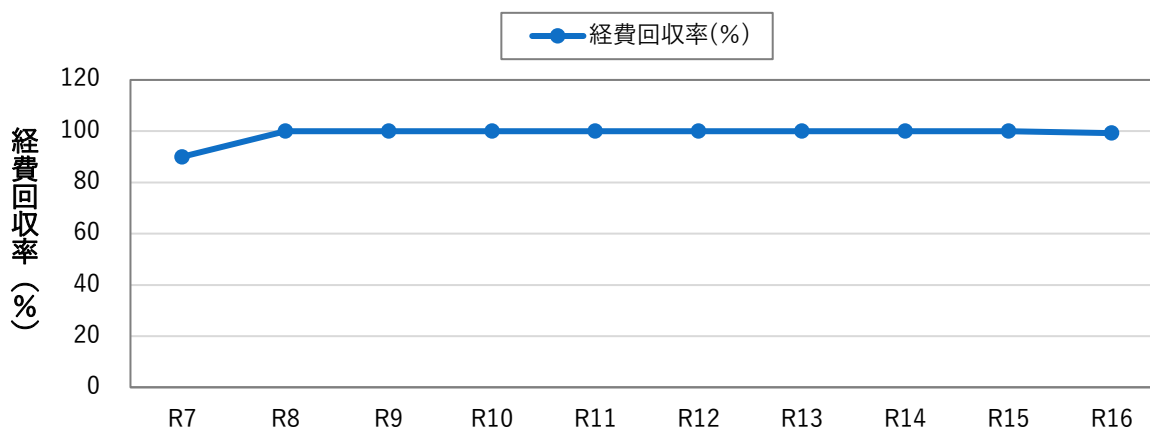


図 5-9 経費回収率の見通し(公共下水道事業)

4) 公共下水道事業における一般会計繰入金の動向

収益的収入の一般会計繰入金のうち、基準内繰入金については、資本費の減少に伴い、緩やかに減少する見通しであり、基準外繰入金については、経費回収率は100%を上回りますが、人件費等の費用に対しては、一般会計が負担することを定めていることから、将来も一定額が計上されます。

一方、資本的収入につきましては、令和11年度までは基準外繰入金が計上されるものの、その後は企業債償還金の減少に伴い、基準外はほとんど計上されなくなる見通しです。

表 5-4 一般会計繰入金の見通し(公共下水道事業)

単位：億円

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	期間計
一般会計繰入金	12.0	9.6	9.1	10.5	8.2	7.9	7.6	7.6	7.8	8.1	88.4
収益的収入(基準内)	8.0	6.5	6.6	6.7	7.0	7.1	6.7	6.8	7.0	7.3	69.5
資本的収入(基準内)	0.6	0.6	0.6	1.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	6.3
収益的収入(基準外)	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	3.8
資本的収入(基準外)	2.9	2.2	1.6	1.8	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.8

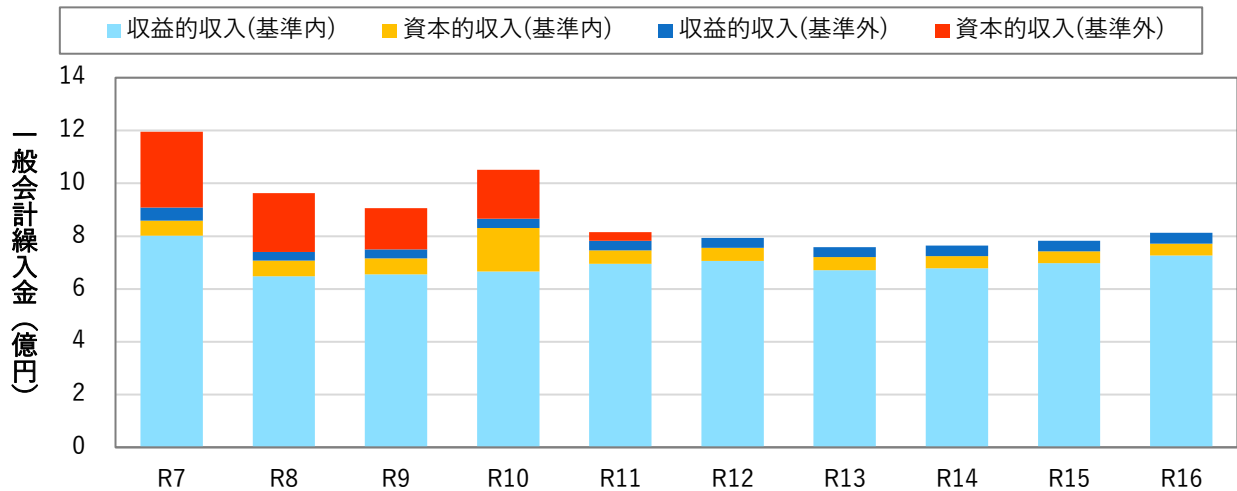


図 5-10 一般会計繰入金の見通し(公共下水道事業)

5) 公共下水道事業における収支計画

次頁より、公共下水道事業における収支計画を示します。

表5-1(1/2) 公共下水道事業 投資・財政計画(収益の収支)

様式第2号(法適用企業・収益的収支)

投資・財政計画
(収支計画)

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				(決 算)	(決 算 見 込)	(予 算 見 込)		
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			638,239	653,131	653,045	762,076	
		(1) 料 金 収 入		636,963	651,845	651,845	760,876	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	2. 営 業 外 収 益	(3) そ の 他		1,276	1,286	1,200	1,200	
		(1) 補 助 金	他 会 計 補 助 金		744,968	779,414	872,266	681,183
			そ の 他 補 助 金		0	8,065	20,800	0
			(2) 長 期 前 受 金 戻 入		407,142	406,640	413,044	409,576
		(3) そ の 他 収 入 計 (C)		26,324	23,267	74	74	
				1,816,673	1,862,452	1,938,429	1,852,909	
		収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用			1,569,616	1,618,313	1,765,698
(1) 職 員 給 与 費	基 本 給 付 費			35,177	32,272	33,521	34,358	
	退 職 給 付 費			16,821	15,666	16,176	16,580	
	そ の 他		18,356	16,606	17,345	17,778		
(2) 経 費	動 力 費		486,105	534,222	664,410	582,843		
	修 繕 費		9,864	11,054	10,986	11,206		
	材 料 費		10,587	10,158	13,727	14,002		
	そ の 他		465,654	513,010	639,697	557,635		
(3) 減 価 償 却 費			1,048,334	1,051,819	1,067,767	1,063,281		
2. 営 業 外 費 用	(1) 支 払 利 息		185,077	177,180	169,771	138,746		
	(2) そ の 他		176,957	155,851	145,699	138,746		
			8,120	21,329	24,072	0		
支 出 計 (D)		1,754,693	1,795,493	1,935,469	1,819,228			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		61,980	66,959	2,960	33,681			
特 別 利 益 (F)		6,159	134	128	0			
特 別 損 失 (G)		2,498	2,773	2,795	0			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		3,661	△ 2,639	△ 2,667	0			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		65,641	64,320	293	33,681			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		788,618	18	778,790	812,471			
流 動 資 産 (J)	うち 未 収 金		1,076,985	1,301,660	1,035,384	1,033,362		
	うち 未 払 金		178,467	155,683	176,845	142,647		
流 動 負 債 (K)	うち 建設改良費分		0	1,302,017	1,178,050	1,071,239		
	うち 一時借入金		1,097,746	1,019,062	952,549	893,881		
	うち 未払金		181,611	280,159	222,774	174,563		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			0	0	0	0		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)			0	0	0	0		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			638,239	653,131	653,045	762,076		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)			0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)			0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)			0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)			638,239	653,131	653,045	762,076		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)			0	0	0	0		

(単位:千円, %)

令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
760,836	759,520	758,204	756,863	755,446	756,088	752,586	751,118
759,636	758,320	757,004	755,663	754,246	754,888	751,386	749,918
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,096,494	1,105,103	1,127,868	1,133,139	1,093,215	1,094,507	1,108,367	1,132,074
689,541	701,923	731,344	743,197	709,784	717,578	737,905	768,065
689,541	701,923	731,344	743,197	709,784	717,578	737,905	768,065
0	0	0	0	0	0	0	0
406,879	403,106	396,450	389,868	383,357	376,855	370,388	363,935
74	74	74	74	74	74	74	74
1,857,330	1,864,623	1,886,072	1,890,002	1,848,661	1,850,595	1,860,953	1,883,192
1,694,697	1,709,908	1,736,254	1,742,890	1,703,198	1,706,039	1,716,135	1,743,164
35,218	36,099	37,001	37,926	38,874	39,846	40,843	41,863
16,995	17,420	17,855	18,302	18,759	19,228	19,709	20,202
18,223	18,679	19,146	19,624	20,115	20,618	21,134	21,661
594,580	622,706	659,936	677,121	647,893	660,999	681,189	718,384
11,430	11,658	11,892	12,129	12,372	12,619	12,872	13,129
14,282	14,567	14,859	15,156	15,459	15,768	16,083	16,405
568,868	596,481	633,185	649,836	620,062	632,612	652,234	688,850
1,064,899	1,051,103	1,039,317	1,027,843	1,016,431	1,005,194	994,103	982,917
128,110	119,328	113,547	109,934	107,355	105,496	104,781	104,455
128,110	119,328	113,547	109,934	107,355	105,496	104,781	104,455
0	0	0	0	0	0	0	0
1,822,807	1,829,236	1,849,801	1,852,824	1,810,553	1,811,535	1,820,916	1,847,619
34,523	35,387	36,271	37,178	38,108	39,060	40,037	35,573
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
34,523	35,387	36,271	37,178	38,108	39,060	40,037	35,573
846,994	882,381	918,652	955,830	993,938	1,032,998	1,073,035	1,108,608
1,061,539	1,114,976	1,134,548	1,201,559	1,304,859	1,456,512	1,638,451	1,849,975
139,572	157,834	144,889	142,745	140,546	141,516	142,084	146,203
1,206,715	961,890	864,908	813,412	752,052	709,054	672,032	644,842
1,033,049	765,805	684,591	638,885	583,350	543,006	507,871	477,749
170,801	193,148	177,307	171,442	165,540	162,806	160,838	163,687
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
760,836	759,520	758,204	756,863	755,446	756,088	752,586	751,118
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
760,836	759,520	758,204	756,863	755,446	756,088	752,586	751,118
0	0	0	0	0	0	0	0

表5-1(2/2) 公共下水道事業 投資・財政計画(資本的収支)

様式第2号(法適用企業・資本的収支)

投資・財政計画
(収支計画)

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				(決算)	(決算見込)	(予算見込)		
資本的 収入	1. 企業債	うち資本費平準化債	308,300	482,900	550,100	277,700	297,100	
			116,700	40,000	20,000	0	0	
	2. 他会計出資金	414,406	410,828	344,339	281,681	216,969		
	3. 他会計補助金	25,807	0	0	0	0		
	4. 他会計負担金	28,031	0	24,948	0	0		
	5. 他会計借入金							
	6. 国(都道府県)補助金	26,100	80,250	99,740	72,300	58,500		
	7. 固定資産売却代金							
	8. 工事負担金	35,116	16,250	89,826	17,952	20,064		
	9. その他		118,263					
	計 (A)	837,760	1,108,491	1,108,953	649,633	592,633		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
	純計 (A)-(B) (C)	837,760	1,108,491	1,108,953	649,633	592,633		
	資本的 支出	1. 建設改良費	うち職員給与費	348,728	618,647	827,900	417,364	426,045
			26,057	25,595	27,569	28,249	28,956	
2. 企業債償還金		1,167,744	1,097,746	1,019,062	952,549	893,881		
3. 他会計長期借入返還金								
4. 他会計への支出金								
5. その他		0		300	0	0		
計 (D)	1,516,472	1,716,393	1,847,262	1,369,913	1,319,926			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			678,712	607,902	738,309	720,280	727,293	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	658,258	607,902	682,547	690,543	675,047		
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	20,657		
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0		
	4. その他	20,454		55,762	29,737	31,589		
計 (F)	678,712	607,902	738,309	720,280	727,293			
補填財源不足額 (E)-(F)			0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)								
企業債残高 (H)			10,183,450	9,568,605	9,212,941	8,538,092	7,941,311	

○他会計繰入金

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				(決算)	(決算見込)	(予算見込)		
収益的収支分			744,968	771,349	851,404	681,183	689,541	
	うち基準内繰入金		687,938	733,500	801,872	647,502	655,018	
	うち基準外繰入金		57,030	37,849	49,532	33,681	34,523	
資本的収支分			414,406	410,828	344,339	281,681	216,969	
	うち基準内繰入金		65,090	28,521	56,913	59,397	60,611	
	うち基準外繰入金		349,316	382,307	287,426	222,284	156,358	
合 計			1,159,374	1,182,177	1,195,743	962,864	906,510	

(単位:千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
416,700	446,100	432,800	437,200	442,400	433,100	461,200
0	0	0	0	0	0	0
348,888	84,243	49,669	48,532	46,380	44,823	44,618
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
59,500	60,500	62,500	63,000	64,500	66,000	66,000
22,176	24,288	26,400	26,400	26,400	26,400	26,400
847,264	615,131	571,369	575,132	579,680	570,323	598,218
847,264	615,131	571,369	575,132	579,680	570,323	598,218
549,844	583,467	575,412	581,378	589,368	582,782	611,922
29,678	30,421	31,182	31,960	32,760	33,579	34,419
1,033,049	765,805	684,591	638,885	583,350	543,006	507,871
0	0	0	0	0	0	0
1,582,893	1,349,272	1,260,003	1,220,263	1,172,718	1,125,788	1,119,793
735,629	734,141	688,634	645,131	593,038	555,465	521,575
656,072	650,916	644,406	600,406	547,723	510,885	474,346
36,996	37,891	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
42,561	45,334	44,228	44,725	45,315	44,580	47,229
735,629	734,141	688,634	645,131	593,038	555,465	521,575
0	0	0	0	0	0	0
7,324,962	7,005,257	6,753,466	6,551,781	6,410,831	6,300,925	6,254,254

(単位:千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
701,923	731,344	743,197	709,784	717,578	737,905	768,065
666,536	695,073	706,019	671,676	678,518	697,868	727,028
35,387	36,271	37,178	38,108	39,060	40,037	41,037
348,888	84,243	49,669	48,532	46,380	44,823	44,618
164,420	51,130	49,669	48,532	46,380	44,823	44,618
184,468	33,113	0	0	0	0	0
1,050,811	815,587	792,866	758,316	763,958	782,728	812,683

(4)-2 農業集落排水事業

農業集落排水事業は供用開始から約20年が経過しました。

近年では、施設の維持管理や改築・更新など、事業を存続させるために必要な維持管理や修繕を行っており、起債を発行するような新規整備や大規模な工事等は実施していません。

農業集落排水事業では、人口の減少が大きな問題となっており、今後も処理区域内人口が減少する見通しであり、それに伴い、下水道の使用料収入も大きく減少します。

今後さらに人口減少が進めば、施設利用率もさらに下がり、施設運営に対して固定的に必要な経費を賄えなくなる恐れがあります。

そのため、今後の農業集落排水事業においては、経費削減などの努力により安定した事業運営を図る一方、事業のスリム化を行い、施設の規模を可能な限り小さくするなど、固定的に必要な費用を削減していく努力が求められています。

このように厳しい経営環境にある笛吹市の農業集落排水事業ですが、本来は芦川地区の水質保全に寄与することを目的に整備されたものであり、その規模の小ささもあり、採算性を求め、使用料の水準を高く設定することは現実的ではないと考えます。

このことから、一定規模の一般会計による負担を継続する方針とし、今後は経営戦略の見直し時に、最新の社会情勢や市の財政状況等を鑑みて、改めて適正な財政負担の在り方を検討する方針です。

1) 農業集落排水事業における収益的収支の動向

収益的支出については、管渠施設費や総係費が物価や人件費の上昇により増加する一方で、減価償却費や支払利息などは一時的に減少するものの、その後は増減を繰り返す見込みです。そのため、収益的支出全体としても増減を繰り返す状態が続くと考えられます。

収益的収入のうち、施設使用料については、有収水量の減少に伴い、緩やかに減少する見通しです。支出に対する収入の不足分は、一般会計繰入金で補填する仕組みとなっているため、収益的支出全体と同様に増減を繰り返すこととなりますが、損益については、毎年度黒字を計上する見込みです。

表 5-5 収益的収支の見通し(農業集落排水事業)

単位：万円

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	期間計
収益的収入	5,313	4,817	4,618	4,394	4,219	4,007	3,983	3,928	3,785	3,784	42,847
収益的支出	5,239	4,806	4,511	4,266	4,065	3,862	3,750	3,677	3,559	3,632	41,368
当年度純利益	74	11	107	128	154	145	233	251	226	152	-

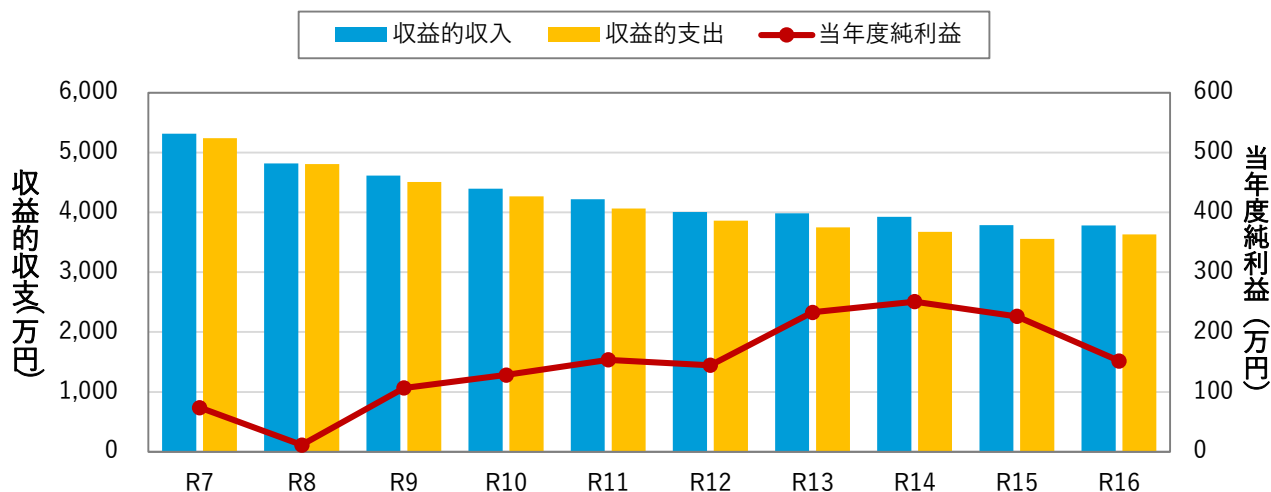


図 5-11 収益的収支の見通し(農業集落排水事業)

2) 農業集落排水事業における資本的収支の動向

資本的収支は、建設改良費の動向に大きく影響を受けます。資本的支出については、老朽化対策の事業費を見込んでいるため、今後は建設改良費を計上する予定です。

企業債償還金は、ここ数年で大きく減少しますが、新たに見込む建設改良費の財源として企業債が発生するため、再び増加する見通しです。

資本的収入に関しては、新たに建設改良費が発生することから、国庫補助金や企業債が発生する見込みです。また、一般会計繰入金については原則繰入を行っていません。

表 5-6 資本的収支の見通し(農業集落排水事業)

単位：万円

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	期間計
資本的収入	2,713	240	2,340	2,820	3,380	3,180	5,120	5,520	4,980	3,340	33,633
資本的支出	2,713	2,661	4,388	3,787	4,411	3,441	5,440	5,889	5,376	3,733	41,839
補填財源残高	2,797	1,519	713	957	1,128	1,987	2,944	3,905	4,671	5,219	-

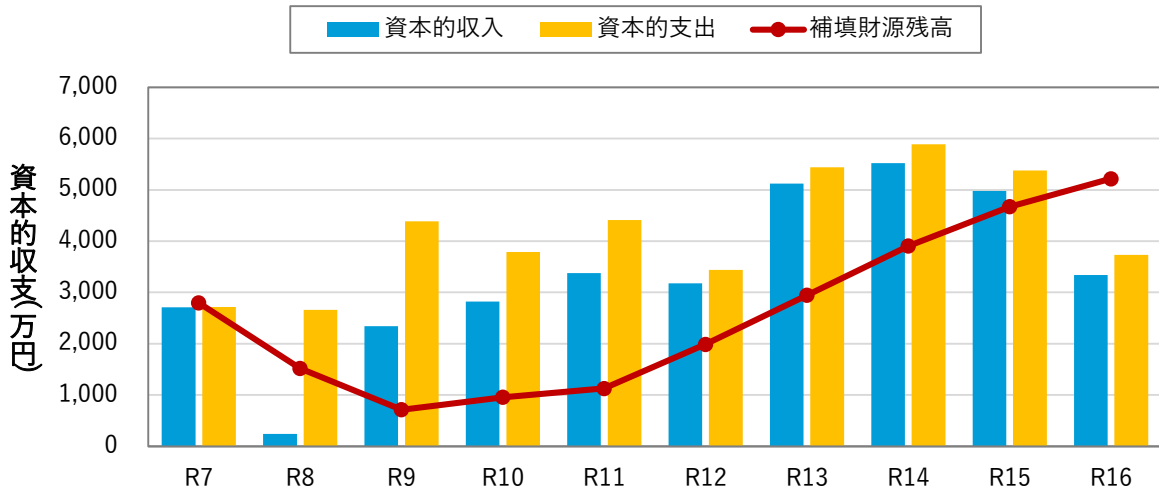


図 5-12 資本的収支の見通し(農業集落排水事業)

3) 農業集落排水事業における経費回収率の動向

農業集落排水事業については、公共下水道事業とは異なり、使用料の改定を見込んでいないため、費用の増加に伴い経費回収率は年々低下する見込みです。最終的には、経費回収率が30%台で推移すると予測されます。

表 5-7 経費回収率の見通し(農業集落排水事業)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経費回収率(%)	41.3	39.6	38.7	37.6	36.8	35.2	33.9	33.4	33.3	33.6

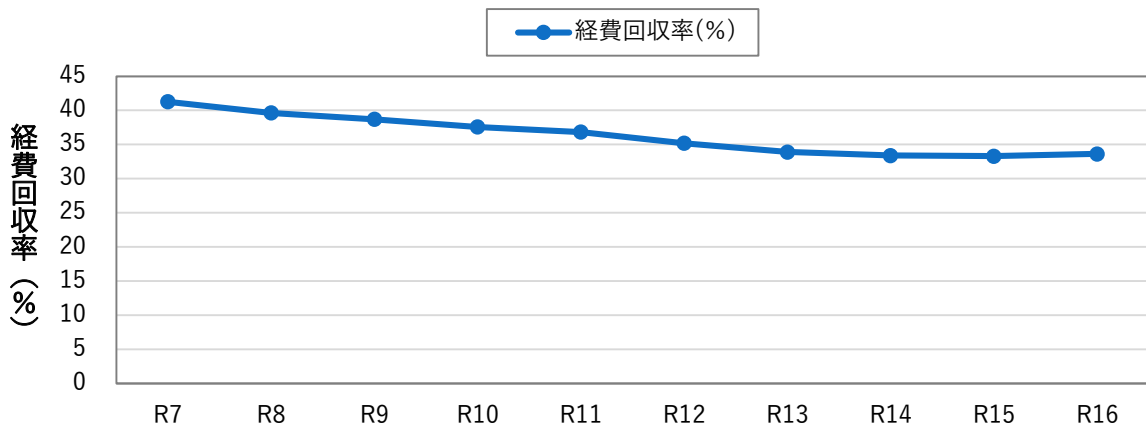


図 5-13 経費回収率の見通し(農業集落排水事業)

4) 農業集落排水事業における一般会計繰入金の動向

収益的収入の一般会計繰入金については、収益的支出の動向に応じて金額が変動します。収益的収入の基準内繰入金は、資本費が減少するため、全体的には減少傾向となります。一方で、収支不足を解消するために基準外繰入金が占める割合が増加する見通しです。

表 5-8 一般会計繰入金の見通し(農業集落排水事業)

単位：万円

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	期間計
一般会計繰入金	5,317	2,335	2,332	2,304	2,317	2,301	2,438	2,556	2,504	2,449	26,851
収益的収入(基準内)	1,410	1,224	1,053	958	895	851	809	830	777	803	9,609
資本的収入(基準内)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収入(基準外)	1,194	1,111	1,279	1,346	1,422	1,450	1,629	1,726	1,727	1,646	14,530
資本的収入(基準外)	2,713	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,713

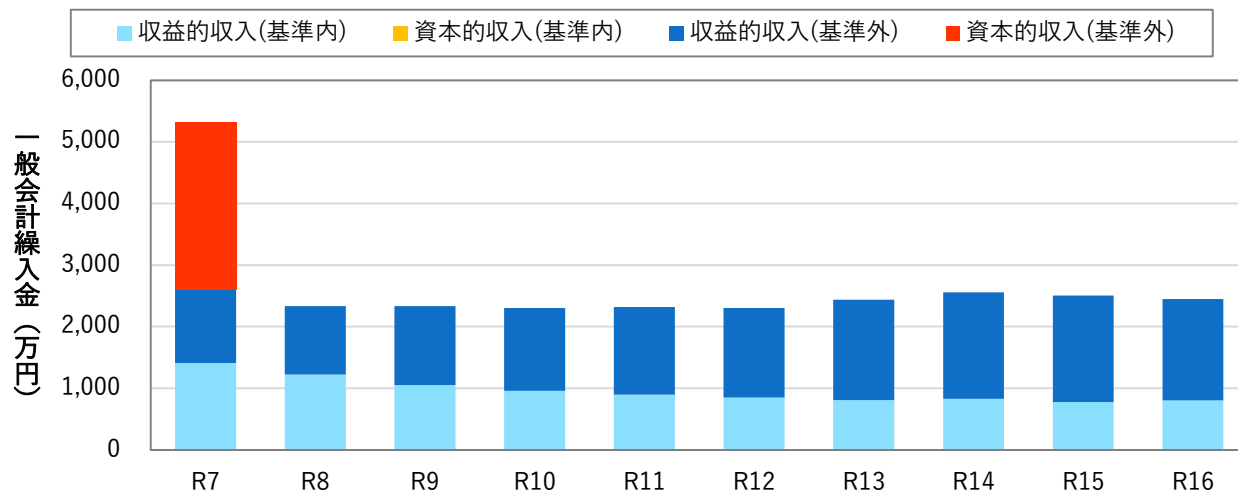


図 5-14 一般会計繰入金の見通し(農業集落排水事業)

5) 農業集落排水事業における収支計画

次頁より、農業集落排水事業における収支計画を示します。

表5-1(1/2) 農業集落排水事業 投資・財政計画(収益的収支)

様式第2号(法適用企業・収益的収支)

投資・財政計画
(収支計画)

区 分		年 度		令和8年度	
		令和6年度 (決算見込)	令和7年度 (予算見込)		
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	7,533	7,534	7,733	
	(1) 料 金 収 入	7,533	7,533	7,732	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)				
	(3) そ の 他		1	1	
	2. 営 業 外 収 益	52,585	45,594	40,440	
	(1) 補 助 金	29,876	26,040	23,347	
	他 会 計 補 助 金	29,876	26,040	23,347	
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	22,700	19,546	17,085	
	(3) そ の 他	9	8	8	
	収 入 計 (C)	60,118	53,128	48,173	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	50,263	49,821	46,817
		(1) 職 員 給 与 費	5,231	5,869	6,017
基 本 給		2,477	2,760	2,829	
退 職 給 付 費		313			
そ の 他		2,441	3,109	3,188	
(2) 経 費		12,881	11,954	12,669	
動 力 費		2,705	2,715	2,769	
修 繕 費		718	1,818	1,854	
材 料 費					
そ の 他		9,458	7,421	8,046	
(3) 減 価 償 却 費		32,151	31,998	28,131	
2. 営 業 外 費 用		2,532	2,565	1,119	
(1) 支 払 利 息		2,213	1,646	1,119	
(2) そ の 他	319	919	0		
支 出 計 (D)	52,795	52,386	47,936		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	7,323	742	237		
特 別 利 益 (F)	7	0	0		
特 別 損 失 (G)	9	4	0		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 2	△ 4	0		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	7,321	738	237		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		1,737	1,849		
流 動 資 産 (J)	64,141				
うち 未 収 金	294				
流 動 負 債 (K)	46,958				
うち 建 設 改 良 費 分					
うち 一 時 借 入 金					
うち 未 払 金	19,422				
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	0	0	0		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	0	0	0		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	7,533	7,534	7,733		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	7,533	7,534	7,733		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	0	0	0		

(単位:千円, %)

令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
7,703	7,695	7,644	7,615	7,585	7,576	7,526	7,467
7,702	7,694	7,643	7,614	7,584	7,575	7,525	7,466
1	1	1	1	1	1	1	1
38,474	36,249	34,546	32,453	32,241	31,701	30,327	30,370
23,318	23,037	23,169	23,013	24,376	25,558	25,035	24,489
23,318	23,037	23,169	23,013	24,376	25,558	25,035	24,489
0	0	0	0	0	0	0	0
15,148	13,204	11,369	9,432	7,857	6,135	5,284	5,873
8	8	8	8	8	8	8	8
46,177	43,944	42,190	40,068	39,826	39,277	37,853	37,837
43,348	40,787	38,410	36,270	33,967	32,575	31,128	32,179
6,166	6,320	6,479	6,640	6,806	6,977	7,150	7,330
2,900	2,972	3,047	3,123	3,201	3,281	3,363	3,447
3,266	3,348	3,432	3,517	3,605	3,696	3,787	3,883
12,837	13,021	13,191	13,370	13,553	13,750	13,934	14,120
2,825	2,881	2,939	2,998	3,058	3,119	3,181	3,245
1,891	1,929	1,968	2,007	2,047	2,088	2,130	2,173
8,121	8,211	8,284	8,365	8,448	8,543	8,623	8,702
24,345	21,446	18,740	16,260	13,608	11,848	10,044	10,729
689	585	697	894	1,190	1,666	2,176	2,621
689	585	697	894	1,190	1,666	2,176	2,621
0	0	0	0	0	0	0	0
44,037	41,372	39,107	37,164	35,157	34,241	33,304	34,800
2,140	2,572	3,083	2,904	4,669	5,036	4,549	3,037
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
2,140	2,572	3,083	2,904	4,669	5,036	4,549	3,037
2,915	4,197	5,733	7,179	9,508	12,016	14,279	15,796
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
7,703	7,695	7,644	7,615	7,585	7,576	7,526	7,467
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
7,703	7,695	7,644	7,615	7,585	7,576	7,526	7,467
0	0	0	0	0	0	0	0

表5-1(2/2) 農業集落排水事業 投資・財政計画(資本的収支)

様式第2号(法適用企業・資本的収支)

投資・財政計画
(収支計画)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				(決算見込)	(予算見込)		
資本的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	0	0	1,200	11,700	
		うち 資本費平準化債	0	0	0	0	
		2. 他 会 計 出 資 金	28,080	27,132	0	0	
		3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	
		4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	0	0	1,200	11,700	
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金					
		8. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	
	9. そ の 他						
	計 (A)	28,080	27,132	2,400	23,400		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純 計 (A)-(B) (C)	28,080	27,132	2,400	23,400		
	支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	0	0	2,751	23,638
うち 職員給与費			0	0	0	0	
2. 企 業 債 償 還 金			28,080	27,133	23,856	20,239	
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金							
4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
5. そ の 他			0	0	0	0	
計 (D)	28,080	27,133	26,607	43,877			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			0	1	24,207	20,477	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	0	1	24,066	19,392	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	
		3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	
		4. そ の 他	0	0	141	1,085	
計 (F)	0	1	24,207	20,477			
補填財源不足額 (E)-(F)			0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)			94,838	67,705	45,049	36,510	

○他会計繰入金

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				(決算見込)	(予算見込)		
収益的収支分			29,876	26,040	23,347	23,318	
	うち 基準内繰入金		16,308	14,097	12,241	10,527	
	うち 基準外繰入金		13,568	11,943	11,106	12,791	
資本的収支分			28,080	27,132	0	0	
	うち 基準内繰入金		0	0	0	0	
	うち 基準外繰入金		28,080	27,132	0	0	
合 計			57,956	53,172	23,347	23,318	

(単位:千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
14,100	16,900	15,900	25,600	27,600	24,900	16,700
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
14,100	16,900	15,900	25,600	27,600	24,900	16,700
0	0	0	0	0	0	0
28,200	33,800	31,800	51,200	55,200	49,800	33,400
28,200	33,800	31,800	51,200	55,200	49,800	33,400
28,376	34,038	32,066	51,477	55,625	50,293	33,438
0	0	0	0	0	0	0
9,498	10,069	2,340	2,926	3,262	3,464	3,896
0	0	0	0	0	0	0
37,874	44,107	34,406	54,403	58,887	53,757	37,334
9,674	10,307	2,606	3,203	3,687	3,957	3,934
8,376	8,749	1,136	851	1,139	1,649	2,412
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
1,298	1,558	1,470	2,352	2,548	2,308	1,522
9,674	10,307	2,606	3,203	3,687	3,957	3,934
0	0	0	0	0	0	0
41,112	47,943	61,503	84,177	108,515	129,951	142,755

(単位:千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
23,037	23,169	23,013	24,376	25,558	25,035	24,489
9,582	8,948	8,512	8,091	8,296	7,765	8,028
13,455	14,221	14,501	16,285	17,262	17,270	16,461
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
23,037	23,169	23,013	24,376	25,558	25,035	24,489

(5) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

投資・財政計画で未反映の取組や、今後下水道事業を継続的に運営していくにあたって推進すべき取組について、以下に整理します。

表5-7 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	国や県が開催する広域化・共同化の勉強会に参加するとともに、近隣市の広域化・共同化の導入状況などを見ながら、最適化を図っていきます。
投資の平準化に関する事項	新規の管路整備は、継続的に事業を進める方針です。 改築・更新について、基本はストックマネジメント計画を策定し、ライフサイクルコストの削減や事業費の平準化を考慮したうえで、改築・更新事業を実施していきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在、PPP/PFIの導入を行っている施設はありませんが、国の政策や他自治体の採用事例を参考に、必要に応じて検討していきます。
その他の取組	社会情勢の変化を注視しながら、必要に応じた取組を行っていきます。

表5-8 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	公共下水道事業については、令和8年度に下水道使用料の改定（改定率20%を想定）を実施する方針です。 農業集落排水事業については、当面使用料の改定は行わない方針としますが、経営戦略の見直し時に財源負担の在り方を検討します。
資産活用による収入増加の取組について	現在、笛吹市では資産活用による収入増に取り組んでいる事例はありませんが、他自治体の採用事例を参考に、必要に応じて検討していきます。
その他の取組	社会情勢の変化を注視しながら、必要に応じた取組を行っていきます。

表5-9 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、包括的民間委託などの取組は行っていませんが、必要に応じて取組を推進していきます。 また、国が導入を推進する「ウォーターPPP」については、交付金の要件とされていることを踏まえて、必要に応じて、導入の必要性について検討を行います。
職員給与費に関する事項	事業量に応じ、職員数の適正化に努めます。
動力費に関する事項	新たに導入する機器については、新技術の導入などを推進し、省エネ・省コストに努めます。
修繕費に関する事項	適切な維持管理を行い、必要となる修繕費の削減に努めます。
委託費に関する事項	複数の工事を一体的に発注するなど委託の効率化を行い、費用の削減に努めます。
その他の取組	社会情勢の変化を注視しながら、必要に応じた取組を行っていきます。

第6章 経費回収率向上に向けた数値目標とロードマップ

国土交通省より、「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」（令和2年3月31日 国水事第56号）が発出されました。同通知に基づき、公共下水道事業を対象に、経費回収率の向上に向けたロードマップを設定します。

（1）数値目標の設定

経営改善に向けた数値目標としては、本市公共下水道事業では経費回収率を設定します。本市公共下水道事業においては、令和5年度は87.7%となっており、100%に達していません。本市の公共下水道事業では、経費回収率の向上のための取組に着手する必要があるため、従前より下水道使用料を改定し、経費回収率の向上を図る方針です。

平成29年に開催された審議会においては、令和4年4月に改定率20%の下水道使用料の改定を答申していましたが、コロナ禍により見送られている状況です。

この状況を踏まえ、平成29年度の答申内容に基づく下水道使用料の改定を速やかに実施し、経費回収率の向上を図るものとししました。

表 6-1 経営改善に向けた数値目標

項目	実績 (令和5年度)	目標	
		令和10年度	令和16年度
経費回収率	87.7%	100%	99%

（2）ロードマップの設定

経営改善に向けた取組の実施時期を示したロードマップを、以下のように設定します。

項目	年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経営戦略		改定				改定				改定		
各種コスト縮減		適宜検討（業務効率化等）										
水洗化率向上の取組		適宜実施（啓発活動、戸別通知、イベントによる広報活動等）										
下水道使用料		審議会による検証	改定					審議会による検証				

図 6-1 経営改善に向けたロードマップ

第7章 経営戦略の事後検証・改定等

本経営戦略は令和16年度までの計画ですが、社会情勢が大きく変化する昨今では、数年で本市の下水道事業を取り巻く環境が変化することが考えられます。

経営戦略における各取組を確実に実施していくため、今後は5年毎に計画の見直しを行い、PDCAサイクルにより事業の見直し・改善を継続していきます。



図 7-1 PDCAサイクルによる経営戦略の見直し

用語集

あ行

- 一般会計繰入金

下水道事業会計等の公営企業の会計に対して、市の一般会計から繰入れられる資金のこと。

- ウォーターPPP

水道・工業用水道・下水道事業における官民連携方式のひとつで、施設の更新や維持管理を一体的にマネジメントする。

公共施設の建設や維持管理等を行政と民間が連携して行うことで、民間のノウハウや創意工夫を活用し、効率的な運営や財政負担の軽減を目指す仕組み。

- 汚水処理原価

下水道の管理に要する経費のうち、汚水に係る維持管理費及び資本費の合計を、有収水量で除したものの、1 m³の汚水を処理するために必要な費用。

か行

- 企業債

地方公共団体が、地方公営企業の建設改良費等の財源に充てるために起こす地方債のこと。下水道施設は将来にわたり長期間使用するため、世代間の公平性を図る観点から、施設整備の財源として活用している。

- 減価償却費

固定資産について、時間の経過により資産の価値が減ることを減価償却といい、減価償却の対象となる資産の取得に要した金額を、耐用年数により毎事業年度の事業費として配分する計算上の費用のこと。

- 広域化・共同化・最適化

下水道事業の効率的な運営を目標に、複数の市町村等による処理区の統合、下水汚泥の共同処理、維持管理業務の共同化、ICT活用による集中管理等の取組のこと。

- 公営企業会計

地方公営企業法を適用した公営企業において行われる会計。従来の現金の収支に基づく経理を行う官公庁会計に対して、発生主義に基づく複式簿記などの経理を行う。

さ行

- 資本的収支

経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費や企業債元金償還金等の支出、及びそれに充てられる収入のこと。

- 収益的収支

当該年度の経営活動に伴い発生すると予定されているすべての収益とそれに対応する費用の

こと。収入は主に使用料収入等が該当し、支出はサービス提供に関する諸経費や減価償却費等が該当する。

●使用料単価

使用料収入を有収水量で除したもので、利用者が汚水処理1m³あたりに負担する使用料。

●水洗化人口

下水道の整備状況を表す指標の一つで、下水道整備済み区域内で実際に下水道へ接続している人口。

●処理区域内人口

下水道法により処理開始が公示された処理区域内に住んでいる人口

●ストックマネジメント計画

下水道施設について、計画的な点検・調査及び修繕、改築・更新を行うことで、持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図ることを目的とした計画。

た 行

●地方公営企業法

地方公共団体は一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理などの事業を行うために地方公共団体の経営する企業活動を「公営企業」という。これら公営企業が効率的に事業運営を行うために制定された法律のこと。

は 行

●包括的民間委託

下水道施設の維持管理について、民間事業者がノウハウを活用し、効率的・効果的に運営できるよう複数業務や施設を包括的に委託すること。

ま 行

●民間活力

民間事業者等の活動全般・活動する力（潜在能力を含む。）のこと。「民間活力の導入」とは、市の行政サービスにおいて、「完全民営化、協働事業・助成事業、官民連携事業」の手法により、民間事業者等の力を活用するもの。

や 行

●有収水量

下水道で処理した汚水のうち、下水道使用料の徴収対象となる水量のこと。



笛 吹 市
下 水 道 事 業
経 営 戦 略

令和7年度～令和16年度

笛吹市 公営企業部 下水道課

〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部809-1

TEL:055-261-3347 FAX:055-261-3350

HP:<https://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/>

.....
イニシャル「F」をモチーフに、未来（天）に向かって伸びる躍動的な姿を表現しました。
色のブルーは笛吹川の流れと豊かな自然の潤いを象徴しています。
.....